

廃棄物処理施設等設置等事前協議書 作成の手引き

岩手県環境生活部資源循環推進課
令和4年4月

目 次

廃棄物処理施設等設置等事前協議について

1 はじめにp1
2 事前協議が必要となる場合p2
3 手続きの概要p3
4 事前協議書及び添付書類等の作成についてp4
5 事前協議終了後の手続きについてp4
6 効果及び公表p4
7 最後にp5
別添1 主な関係法令等p6
別添2 周辺生活環境調査実施方法p7
別添3 事前説明の実施についてp8
別添4 事前協議書に添付する書類p12
別添5 様式の記載方法p13
別添6 図面の調製方法p37
別添7 受付窓口（連絡先）一覧p42

○循環型地域社会の形成に関する条例及び同施行規則は岩手県のホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/> の「岩手県の基本情報」→「県法規集・県報・宗教法人・行政手続・不服審査」→「岩手県法規集」から参照できます。

○廃棄物処理施設等設置等事前協議書の様式は、上記ホームページの

「様式ダウンロード」からダウンロードできます。

〔「各種手続き」→「様式ダウンロード」
・廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書
→「五十音で探す」→「は」→「廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書」〕

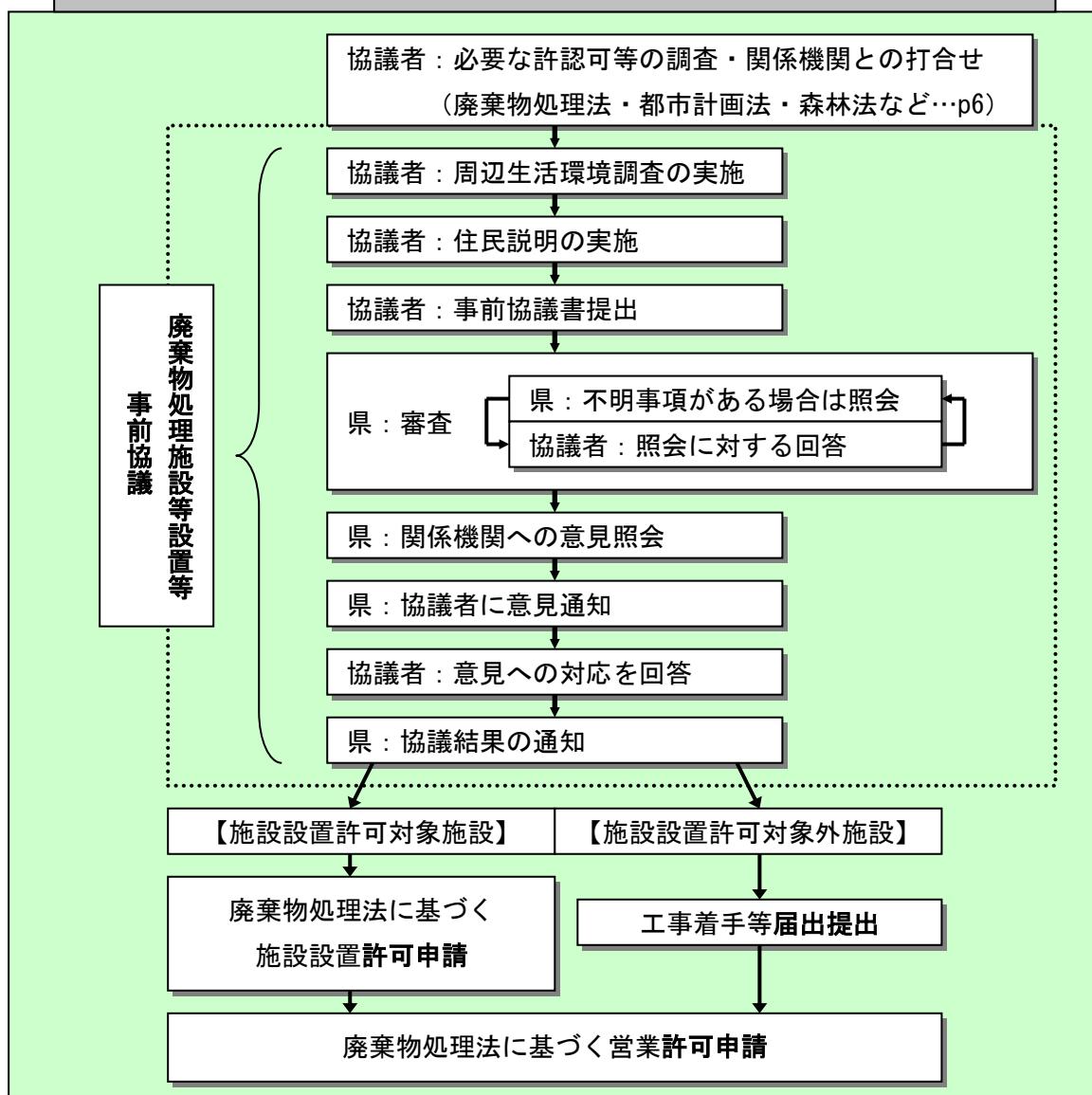
廃棄物処理施設等設置等事前協議について

1 はじめに

廃棄物の適正処理を確保し生活環境の保全を図るために、廃棄物処理施設等の設置予定者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）」の主旨を十分に理解し、必要な許可を受けたうえで適切な施設整備と維持管理に努めることが必要です。

廃棄物処理施設等の設置に当たっては廃棄物処理法に定める技術的な基準を満たすことを探り、立地に当たっての種々の開発規制法との調整、あるいは立地市町村や地域住民との調整などを要することも多いことから、岩手県においては「循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」といいます。）」を制定し、廃棄物処理施設等を設置する場合にその事業計画及び施設の構造等が適正であるか、廃棄物処理法に基づく手続きの前に審査するため、事前協議制度（以下「事前協議」といいます。）を導入しています。

廃棄物処理施設等を設置し、廃棄物処理業を行なう場合の一般的な手続きの流れ



2 事前協議が必要となる場合

事前協議が必要となるのは、「廃棄物処理施設等」を設置・譲り受け・借り受けしようとする場合、または廃棄物処理施設等の種類・処理方式・処理能力・処理する廃棄物の種類・位置構造等の設置に関する計画・維持管理に関する計画の変更を行おうとする場合です。

ただし、その変更が、門扉・立札等・雨水等の流入防止設備・洗車設備・消火設備・管理事務所・その他これらに準ずる施設または設備のみの軽微な変更である場合には事前協議を要しないこととしています。

なお、事前協議結果のとおり設置された廃棄物処理施設等を撤去し同一の施設に更新する場合や、廃棄物処理施設等の一部を同一のものに交換する場合は、改めての事前協議を要しません。

「廃棄物処理施設等」

(1) 次に掲げる施設（廃棄物処理法に基づく設置許可が必要な施設）

	施設の種類	処理能力等
一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設	5t/日以上（焼却施設は200kg/時以上又は火格子2m ² 以上）
	し尿処理施設	全ての場合
	最終処分場	全ての場合
産業廃棄物処理施設	汚泥の脱水施設	10m ³ /日超
	汚泥の乾燥施設	10m ³ /日超（天日乾燥は100m ³ /日超）
	廃油の油水分離施設	10m ³ /日超
	廃酸、廃アルカリの中和施設	50m ³ /日超
	廃プラスチック類の破碎施設	5t/日超
	木くず又はがれき類の破碎施設	5t/日超
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固化施設	全ての場合
	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	全ての場合
	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	全ての場合
	廃水銀等の硫化施設	全ての場合
	シアノ化合物の分解施設	全ての場合
	PCB処理施設	全ての場合
	汚泥の焼却施設	5m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子2m ² 以上
	廃油の焼却施設	1m ³ /日超又は200kg/時以上又は火格子2m ² 以上
	廃プラスチック類の焼却施設	100kg/日超又は火格子2m ² 以上
	産業廃棄物の焼却施設	200kg/時以上又は火格子2m ² 以上
	最終処分場	全ての場合

(2) 産業廃棄物処理業を行う者が設置する施設(1)に該当しないもの (積替施設及び積替保管施設を含む) … (その他処理施設)

(3) 廃棄物処理法第20条の2(廃棄物再生事業者)の登録を受けようとする者のうち、一般廃棄物のみを取扱う者が事業の用に供する施設で、処理能力5t/日未満のもの…(小規模再生事業施設)

(4) 使用済み自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に規定する解体業または破碎業の用に供する施設…(自動車リサイクル施設)

3 手続きの概要

(1) 必要な許認可等の調査・関係機関との打合せ

重 要

廃棄物処理施設等を設置する場合は、廃棄物処理法及び条例に基づく手続きの他に、都市計画法や森林法などの他法令に基づく手続きも必要となりますので、事前協議の手続きに入る前に、関係法令を所管する部署と打合せを行ってください。

廃棄物処理法及び条例上の基準を満たしても、他法令の基準を満たしていない場合は、廃棄物処理施設等の設置ができません。特に、都市計画法の規定による市街化調整区域内（滝沢市及び矢巾町の一部区域）に設置しようとする場合などは、施設の設置そのものが著しく困難な場合がありますので留意してください。

なお、別添1（6ページ）に主な関係法令の一覧を添付しておりますのでご活用ください。

(2) 周辺生活環境調査

事前協議に先立って、設置予定場所周辺の生活環境（土地の利用状況、既存施設の分布状況、使用道路の状況、利水状況など）を調査（以下「周辺生活環境調査」といいます。）していただきます。

なお、この「周辺生活環境調査」は廃棄物処理法第8条及び第15条の施設設置許可申請書に添付する「生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（生活環境影響調査書）」とは異なるものですので留意してください。

また、周辺生活環境調査は別添2（7ページ）を参考に実施してください。

(3) 周辺住民等に対する事前説明

周辺生活環境調査を踏まえて、事業場設置予定地の隣接地の所有者や廃棄物処理施設等の運営によって影響を受けると考えられる範囲の住民などに対し事業計画の内容をあらかじめ説明（以下「事前説明」といいます。）していただきます。事前説明は、資料を配布したうえでわかりやすく説明するよう努めてください。事前説明は別添3（8ページ）を参考に実施してください。

(4) 事前協議書の提出

廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」といいます。）は、所定の様式に必要事項を記載し、条例の規則で定める書類を添付して受付窓口（広域振興局の保健福祉環境部（保健福祉環境センターを含む。）・別添7（42p）を参照）に正副2部提出していただきます。事前協議書の様式は受付窓口で入手できるほか、岩手県のホームページからもダウンロードできます。

なお、移動式の施設のみを用いて処分業を行う場合であって、県外に駐機場所がある場合は、事前協議書は岩手県庁資源循環推進課に1部提出してください。

受付窓口では、様式や添付書類の漏れ・記載漏れ・記載間違い等について形式審査を行います。受理されると、速やかに資源循環推進課に送付され、内容審査が行なわれます。

(5) 事前協議書の審査

資源循環推進課では、事前協議書が送付されると、事業計画や法令等で定める構造基準への適合状況等を審査し、その内容に不明な事項等がある場合には協議者に通知し補正を求めます。そ

の後、設置予定場所の市町村長や関係法令を所管している機関に意見を照会し、その回答についても通知します。

また、事前協議の内容によっては、専門的な知識を有する者(大学の先生など)に意見を聞く場合もあります。

なお、事前協議の標準処理日数は、焼却施設又は最終処分場の場合は 130 日、焼却施設及び最終処分場以外の施設は 80 日となっています。ただし、前述した不明事項に関する回答など、事前協議書を補正するために協議者が要した期間は標準処理日数に含まれませんので留意してください。

(6) 審査結果の通知

審査結果について、協議者に対し、事前協議が調った旨又は調わなかつた旨を通知します。

4 事前協議書及び添付書類等の作成について

- ・事前協議書に添付が必要な様式及び図面を別添 4 (12 ページ) に示します。
- ・各様式の記載方法を別添 5 (13 ページ) に示します。
- ・各図面の記載方法を別添 6 (37 ページ) に示します。
- ・図面の作成に当たっては、図版の大きさは原則として A3 版又は A4 版とし、右下隅に図面の内容を示す表示欄を設け、種類毎に指定された縮尺により調製してください。
- ・事前協議書はバインダー等により分散しないように綴じてください。

5 事前協議終了後の手続きについて

協議が調った旨の通知を受け取った後に、廃棄物処理施設等の種類に応じて、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置許可申請等又は条例に基づく工事着手届出の提出の手続きを行ってください。

なお、営業（処理業）に用いる場合には、産業廃棄物収集運搬業許可申請又は産業廃棄物処分業許可申請等が必要となるほか、廃棄物再生事業者として県知事の登録を受けている施設である場合には、変更の届出が必要となりますので別途手続きを行ってください。

また、事前協議が調った旨の通知を受け取ってから概ね 1 年間以上経過してから上記手続きを行う場合には、適宜周辺生活環境調査及び事前説明を実施するよう努めてください。事前協議が調った後に計画を中止とする場合には、理由を記した書面により受付窓口あて報告してください。

6 勧告及び公表

事前協議を行わないで廃棄物処理施設等の設置等を行ったときは、条例に基づき事前協議を行うよう勧告し、勧告に従わなかつたときは、設置等予定者の名称、住所、勧告の内容等を公表する場合がありますので注意してください。

また、結果通知を受けずに廃棄物処理施設等の設置等を行ったとき・調わなかつた旨の通知を受けたにもかかわらず廃棄物処理施設等の設置等を行ったとき・設置等予定者が事前説明を行わなかつたときも同様に勧告及び公表する場合があります。

7 最後に

事前協議のメリットは次のとおりです。

- ・事前説明を実施することにより、周辺住民との信頼感の醸成が図られ、円滑な施設設置及び運営が期待できます。
- ・事前協議の過程及び審査結果により、本格的な投資に値する計画か否かの判断に資することとなり、施設設置等の予定者にとっても投資リスクの回避に有効です。
- ・施設の設置等に関して、市町村長から生活環境の保全に係る意見が得られる他、関係機関から廃棄物処理法以外の法令に関する意見を得ることができます。

(1) 開発関係法令

項目	根拠法令	担当部局等*
		(最寄りの問合せ窓口)
環境影響評価	岩手県環境影響評価条例	環境生活部環境保全課
農業振興地域の除外	農業振興地域の整備に関する法律	広域振興局等の農政部（農林部）
農地転用	農地法	
林地開発・保安林	森林法	農林水産部森林保全課 (広域振興局等の農政部・市町村)
伐採及び伐採後の造林		農林水産部森林整備課 (広域振興局等の農政部・市町村)
都市計画の決定	都市計画法	県土整備部都市計画課 (広域振興局等の土木部)
開発行為		(市町村 都市計画主管課)
特殊建築物の位置決定	建築基準法	県土整備部建築住宅課 (広域振興局等の土木部)
建築確認		
埋蔵文化財包蔵地の発掘	文化財保護法	教育委員会事務局生涯学習文化財課 (市町村教委 文化財担当課)
土地取引	国土利用計画法	環境生活部環境保全課 (市町村 土地取引担当課)
危険物貯蔵所の設置	消防法	所管消防署
道路自費工事	道路法	県土整備部道路建設課 (広域振興局等の土木部)
河川区域内の開発	河川法	県土整備部河川課 (広域振興局等の土木部)
河川への排水 (50 m³/日以上)		
砂利採取施設の兼用	砂利採取法	環境生活部環境保全課 (広域振興局等の保健福祉環境部)

(2) 公害防止等関係法令

項目	根拠法令	担当部局等*
		(最寄りの問合せ窓口)
排ガスに係る大気汚染の防止	大気汚染防止法	
排ガスに係る大気汚染(ダイオキシン類)の防止	ダイオキシン類対策特措法	環境生活部環境保全課 (広域振興局等の保健福祉環境部)
放流水に係る水質汚濁の防止	水質汚濁防止法	
公害の防止	県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	
騒音の防止	騒音規制法	市町村 環境主管課
振動の防止	振動規制法	
悪臭の防止	悪臭防止法	
合併処理浄化槽の設置	浄化槽法	環境生活部資源循環推進課 (保健所)
獣畜・魚介類・鳥類等の肉・皮・臓器等の処理	化製場等に関する法律	環境生活部県民くらしの安全課 (保健所)
肥料の製造・販売	肥料取締法	農林水産部農業普及技術課

*担当部局等は、事務移譲等により本記載と異なる場合があります。

項目	処理施設の種類			調査実施方法 各項目について調査を行い、必要に応じて 図面等を添付すること。
	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	
土地の利用 状況	○	○	○	処理施設周辺における利用形態、用途地域、宅地開発計画区域
既存施設の 分布状況	○	○	○	処理施設周辺における学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等その他これに準ずる施設（建物）の状況及びその位置
使用道路の 状況	○	○	○	処理施設周辺における使用道路（国道又は県道から処理施設までの搬入道路等）の名称、幅員、交通量、その他特記事項（通学路、片側通行等）及びその道路の位置
放流経路等	○	○	○	処理施設からの放流水がおおむね主要河川等に至るまでの経路およびその位置。放流先水路等の名称、流量、水質（水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数の検査成績）、利水の状況、ただし、処理施設からの放流水がない場合は適用しない。
井戸の分布 状況	—	○	○	処理施設周辺における井戸の分布（位置）、用途、利用者、利用形態
湧水の分布 状況	—	○	○	処理施設周辺における湧水の分布（位置）、用途、利用者、利用形態
局地的気象 の特徴	—	○	○	処理施設周辺における風向、風速、降雨等の特徴
【周辺生活環境調査実施方法上の注意事項】				
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺生活環境調査の実施は、既存資料、現地踏査により行うものとし、概ね 500m の範囲を対象とすること。 ・周辺生活環境調査の結果は、これを正確に記録し、生活環境の保全対策に反映させること。 				

備考1 事業者（処理業者を除く）については、現に事業活動を営んでいる場所に設置する場合には適用しない。

2 ○表示は、調査が必要であることを示す。

1 事前説明を行う場合

廃棄物処理施設等を設置・譲り受け・借り受け・変更することにより事前協議を行う場合は事前説明が必要ですが、表1に示す場合は事前説明を実施することを要しません。なお、(6)の「事業者」には処理業者は含まれませんので注意してください。

表1 事前説明を実施することを要しない場合

- (1) 一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第9条第1項の規定による変更の許可を要しない変更（一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合
- (2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第15条の2の5の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合
- (3) 自動車リサイクル施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合
 - ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法
 - イ 表2に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）
- (4) 小規模再生事業施設にあっては、次に掲げる事項の変更に該当しない変更を行う場合
 - ア 一般廃棄物の再生に係る事業の内容
 - イ 事業の用に供する小規模再生事業施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
- (5) その他処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合
 - ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法
 - イ 表2に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）
- (6) 事業者が現に事業活動を営んでいる場所に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合
- (7) (1)から(5)に規定する施設であって移動式施設の設置等を行う場合

表2 自動車リサイクル施設及びその他処理施設に係る住民説明を要する変更の内容

自動車 リサイ クル施 設	<p>1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が 10 パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>2 主要な設備（破碎業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更</p>
その他の 処理施設	<p>1 処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が 10 パーセント以上変更されるに至るもの</p> <p>2 位置又は処理方式 ※ 積替施設の位置または積替保管施設における保管場所の位置のみの変更は除く。)</p> <p>3 構造及び設備に係る変更であって、次の(1)から(14)までに掲げるその他処理施設の種類に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、放流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの</p> <p>(1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が 10 立方メートル以下のもの 脱水機</p> <p>(2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が 10 立方メートル（天日乾燥施設にあっては、100 立方メートル）以下のもの 乾燥設備</p> <p>(3) 汚泥（ポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないものの 燃焼室 ア 1日当たりの処理能力が 5 立方メートルを超えるもの イ 1時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上のもの ウ 火格子面積が 2 平方メートル以上のもの</p> <p>(4) 廉油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が 10 立方メートル以下のもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 3 条第 14 号の廉油処理施設を除く。） 油水分離設備</p> <p>(5) 廉油（廃ポリ塩化ビフェニル等を除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第 3 条第 14 号の廉油処理施設を除く。） 燃焼室 ア 1日当たりの処理能力が 1 立方メートルを超えるもの イ 1時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上のもの ウ 火格子面積が 2 平方メートル以上のもの</p> <p>(6) 廉酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が 50 立方メートル以下のもの 中和槽</p> <p>(7) 廉プラスチック類の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が 5 トン以下のもの 破碎機</p> <p>(8) 廉プラスチック類（ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。）の焼却施設であって、次のいずれにも該当しないもの 燃焼室 ア 1日当たりの処理能力が 100 キログラムを超えるもの イ 火格子面積が 2 平方メートル以上のもの</p> <p>(9) 産業廃棄物の焼却施設 ((3)、(5)及び(8)に掲げるものを除く。) であって、次のいずれにも該当しないものの 燃焼室 ア 1時間当たりの処理能力が 200 キログラム以上のもの イ 火格子面積が 2 平方メートル以上のもの</p> <p>(10) 木くずの破碎施設であって、1日当たりの処理能力が 5 トン以下のもの 破碎機</p> <p>(11) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片の破碎施設であって、1日当たりの処理能力が 5 トン以下のもの 破碎機</p> <p>(12) 工作物の除去に伴って生じたアスファルトの熱解碎施設 热解碎機</p> <p>(13) 動物のふん尿又は有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備（中間処理施設に係る保管設備を除く。）</p> <p>4 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量（排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。）又は処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）</p> <p>5 維持管理に関する計画に係る事項</p> <p>(1) 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値（当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるもののみを行う場合を除く。）</p> <p>(2) 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、維持管理に関する事項</p>

※ 自動車リサイクル施設における処理能力とは、解体業の場合には「使用済自動車の保管台数」を、破碎業の場合には「破碎（破碎前処理）能力」とします。

2 事前説明の対象者

事前説明の対象者は次のとおりです。

(1) 施設設置事業場の周辺地域の居住者

原則として積替保管施設は事業場の用地から 200m、中間処理施設の場合は 300m、最終処分場の場合は 500m の範囲に居住する者を想定していますが、このほか下記のように、この範囲以外に影響が及ぶと想定される場合は、個別事案に応じ事前説明の対象範囲を設定してください。

周辺地域の「居住者」には「事務所」、「店舗」等は含まれませんが、住居を兼ねている場合は事前説明の対象となりますので留意してください。

【事前説明の対象範囲を拡大する場合の例】

- ・焼却施設において最大濃度出現距離が事業場の用地から 300m の範囲を超える場合等、設置条件や気象条件を勘案して生活環境に対する影響が及ぶ範囲が上記の範囲を超える場合
- ・施設の設置等に対し、想定した周辺地域以外の住民の相当数が反対している場合
- ・設置予定の市町村又は隣接する市町村から説明対象を拡大すべき旨の意見があつた場合 等

(2) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者

「隣接する」とは事業場用地が含まれる土地と筆と筆が接することを意味します。ただし、事業場用地を含む土地が広大な土地の一部である場合等であって、事業場用地から、積替保管施設においては概ね 200m・中間処理施設においては概ね 300m・最終処分場においては概ね 500m 以上離れている場合を除きます。

なお、隣接地所有者が死亡した等の理由により相続された場合、事前説明は当該土地を相続した者全てに行ってください。

(3) 搬入道路（新たに取り付けるものを含む）に隣接する区域の居住者

搬入道路は、「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」（条例規則第 16 条第 7 項第 3 号）として、搬入道路の幅員が 5m 以下である場合などを想定しています。

(4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者

処理施設自体からの排水がない場合であっても、事業場から雨水等を放流する場合は、放流先水路管理者及び利水権者に対して事前説明を行ってください。

3 事前説明の方法

事前説明は説明資料を用いて行ってください。説明資料には以下の項目に係る内容が漏れなく記載されていることを確認してください。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (3) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力
- (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類
- (5) 当該協議に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該廃棄物処理施設等における処理により生じる産業廃棄物の処理を委託する場合にあっては、委託する処理の内容、予定している受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。）
- (6) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画
- (8) 生活環境に対する影響及びその保全対策

※協議対象施設を設置しようとする事業場において、他に廃棄物処理施設等を設置している場合にあっては、当該廃棄物処理施設等に係る事業に関する上記(1)～(8)に掲げる事項についても説明が必要です。

説明は次のいずれかの方法で行なう必要があります。可能な限り(1)の方法で行ってください。

- (1) 説明会を開催し、説明を行う方法
- (2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。）

なお、「関係住民等に対し個別に説明を行う方法」には、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合は耕作者、漁業者等団体の代表者を通じて間接的に説明を行う方法も含まれます。

【留意事項】

事前説明を上記のように関係住民等の団体の代表者に対して行った場合、その代表者から各説明対象者にどのような方法で周知を行ったかを「説明方法」の欄に記載してください。

なお、当該計画に対し周辺住民等が反対している場合は、合意形成を図ることその他の相互連携のために必要な措置を講ずるよう努めてください。

4 事前説明結果書（様式第9号）の提出について

事前説明結果書は各個人又は各団体ごとに作成のうえ、事前説明対象者一覧表、説明資料と共に添付してください。

また、説明会を開催して説明を行った場合及び関係住民等に対し個別に説明を行った場合には、説明会に出席された個人ごとに結果書（様式第9号）を作成してください。

なお、自治会や関係団体等の代表者を通じて間接的に説明を行った場合には、当該代表への説明に係る結果書を添付で構いませんが、対象者一覧表には、事前説明の対象となる者すべてを記載してください。)

No.	項目	新規			変更			譲受け又は借り受け		
		積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場	積替 保管 施設	中間 処理 施設	最終 処分 場
【様式】										
0	事前協議書・表紙	様式第7号	○	○	○	○	○	○	○	○
1	事業計画書	様式第8号(1)	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿	様式第8号(2)	○	○	○	※	※	※	○	○
3	処理委託先処理業者名簿	様式第8号(3)	○	○	○	※	※	※	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書	様式第9号	○	●	○	■	■	■	○	●
5	周辺生活環境調査書	様式第10号(1)	○	●	○	■	■	■	○	●
6	生活環境の保全上留意すべき事項等	様式第10号(2)	○	●	○	■	■	■	○	●
7	廃棄物処理施設等変更設備等対照表	様式第11号	—	—	—	○	○	○	—	—
8	積替え・積替えのための保管施設計画書	様式第12号	○	—	—	※	—	—	—	—
9	中間処理施設計画書	様式第13号	—	○	—	—	※	—	—	—
10	最終処分場計画書	様式第14号	—	—	○	—	—	※	—	—
11	出入口への表示立札	様式第17号	○	○	—	※	※	—	—	—
【図面等】										
12	位置図		○	○	○	○	○	○	○	○
13	見取図		○	○	○	○	○	○	○	○
14	構造図		○	○	○	※	※	※	—	—
15	土地の登記事項証明書		○	○	○	※	※	※	○	○
16	公図		○	○	○	※	※	※	○	○
17	施設設置事業場用地の現況写真		○	○	○	○	○	○	○	○
18	求積図		○	○	○	※	※	※	—	—
19	賃貸借契約書の写し		○	○	○	※	※	※	○	○
20	施設設置事業場平面図		○	○	○	※	※	※	○	○
21	施設設置事業場縦横断図		○	○	○	※	※	※	—	—
22	処理工程図		○	○	○	※	※	※	—	—
23	現況平面図		—	—	○	—	—	※	—	—
24	配置平面図		—	—	○	—	—	※	—	—
25	埋立平面図		—	—	○	—	—	※	—	—
26	横断図		—	—	○	—	—	※	—	—
27	縦断図		—	—	○	—	—	※	—	—
28	地質調査報告書（地質柱状図、透水係数計算書を含む。）		—	—	○	—	—	※	—	—
29	事業計画工程書		—	—	○	—	—	※	—	—
30	設計計算書・仕様書		○	○	○	※	※	※	—	—
31	管理体制系統図		○	○	○	※	※	※	○	○
32	運転管理仕様書		○	○	○	※	※	※	○	○
33	保管計画図		○	○	—	※	※	—	—	—
34	保管面積・保管容量計算書		○	○	—	※	※	—	—	—
35	実証試験結果及びその評価		◇	◇	◇	※	※	※	—	—
36	標準作業書		▲	▲	—	※	※	—	▲	▲

- 備考 1 事前協議の内容及び廃棄物処理施設等の種類に応じて、○印の付された書類等を添付すること。
- 2 ※印の付された書類等については、内容に変更がある場合に限り、添付すること。
- 3 ●印の付された書類等については、移動式施設に係る事前協議においては添付を要しないこと。
- 4 ■印の付された書類等については、規則第16条第10項の場合には添付を要しないこと。
- 5 廃棄物処理施設等を譲り受け、又は借り受ける場合にあっては、廃棄物処理施設等の許可証（廃棄物処理法第8条第1項及び第15条第1項の許可を要する場合に限る。）、産業廃棄物処理業の許可証、譲渡契約書等の写しを添付すること。
- 6 解体業の用に供する自動車リサイクル施設については積替保管施設に、破碎業の用に供する自動車リサイクル施設については中間処理施設に準じて書類等を添付すること。
- 7 施設設置事業場縦横断図については、土木工事（造成工事）がある場合に限り、添付すること。
- 8 ◇印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に限り、添付すること。
- 9 ▲印の付された書類等については、自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に限り、添付すること。

別添5 様式の記載方法

チェック欄

4 事前協議書及び添付書類等の作成について関係(4ページ)

右欄に様式の網掛け部分の説明及び記載例を示します。

様式第7号(第16条関係)

(第一面)

岩手県知事	様	協議者	住所 氏名	年月日 ①
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号				
廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書				
廃棄物処理施設等の設置(譲り受け、借り受け、変更)をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第○項②により、関係書類及び図面を添えて協議します。				
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)		(③)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第号に該当(産業廃棄物処理施設の場合のみ記載)	
設置の場所(所在地)		④		
廃棄物処理施設等の処理能力		m ³ ・t/日()時間 埋立(保管)容量	m ³ m ²	事業場面積 ⑥ m ²
⑤ 間				
処理する廃棄物の種類				
変更の内容・理由(変更の場合)				
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要			
	処理方式の概要			
	放	排水の処理方法		
	流	放流水の水質		
	水	排水の量 (水量)	m ³ /日	
	排	放流先の概要		
	ガス	排ガスの処理方法		
	ス	排ガスの性状		
	排ガスの量 (排ガスの量)	Nm ³ /日		
着工予定期日		年月日		
使用開始年月日		年月日		

(A 4)

① 日付・住所(法人にあっては主たる事務所の所在地)・氏名(法人にあっては法人名称及び代表者の氏名)を漏れなく記載してください。

② 「設置(譲り受け、借り受け、変更)」については、不要なものを二重線で見え消しにしてください。また、条例第24条の第何項に該当するか記載してください。

③ 設置予定施設の種類により下記を参考として具体的に記載してください。

【記載例】

ア 積替保管施設:(具体的な廃棄物の種類)の積替保管施設

イ 中間処理施設:汚泥の脱水施設、廃プラスチック類の焼却施設

ウ 最終処分場:産業廃棄物の最終処分場(安定型)、産業廃棄物の最終処分場(管理型)、一般廃棄物の最終処分場

エ 自動車リサイクル施設:解体業、破碎業

【留意事項】

・「がれき類の破碎施設」など廃棄物処理法施行令第7条の各号に掲げる名称を参照して記載してください。また、「動物のふん尿の堆肥化施設」など廃棄物処理法施行令第7条の各号によることができない場合は、それぞれの処理方式を勘案し適切な名称としてください。

④ 施設設置事業場用地の地割地番を、土地登記簿謄本のとおり漏れなく記載してください。移動式施設にあっては「盛岡市を除く岩手県内の排出事業場」と記載し、併せて駐機場所の地割地番を記載してください。

【留意事項】 住所(住居表示番号)ではありません。

複数の筆の場合は、当該筆をすべて記載してください。

⑤ 設置予定施設の種類により、下記を参考として具体的に記載してください。なお、処理能力の算定に当たっては根拠となる設計計算書を添付し、設計計算書における数値(特に係数)は、設定した根拠、文献等の資料を提出してください。また、「m³」と「t」については、不要なものを二重線で見え消しにしてください。

【留意事項】

ア 積替保管施設:保管面積及び保管容量の合計値(保管場所が複数ある場合は保管場所ごとに記載してください。)

イ 中間処理施設:1日当たりの処理能力及び1時間当たりの処理能力、稼働時間※ 1日当たりの処理能力は、施設の稼働時間が8時間未満の場合は8時間稼動に換算してください。また、8時間以上稼動する場合は、1時間当たりの処理能力に稼働時間を乗じて算出してください

ウ 最終処分場:埋立面積及び埋立容量

エ 自動車リサイクル施設:(解体業) 使用済自動車の保管台数、(破碎業) 処理能力

⑥ 添付書類の「求積図」により求めた事業場の面積を記載してください。

様式第7号（第16条関係）

(第一面)

岩手県知事 様		年 月 日	
協議者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書			
廃棄物処理施設等の設置（譲り受け、借り受け、変更）をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。			
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)	()	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号に該当（産業廃棄物処理施設の場合のみ記載）	
設置の場所（所在地）			
廃棄物処理施設等の処理能力		m ³ ・t/日()時間 m ³ ・t/時間 埋立(保管)面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³	
処理する廃棄物の種類		⑦	
変更の内容・理由（変更の場合）		⑧	
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要		⑨
	処理方式の概要		⑩
	放流	排水の処理方法	
		放流水の水質	
		排水の量 (水量) m ³ /日	
	水	放流先の概要	
		排ガスの処理方法	
		排ガスの性状	
	ガス	排ガスの量 (排ガスの量) Nm ³ /日	
		着工予定期日 年 月 日	
使用開始年月日 年 月 日			

(A 4)

⑦ 原則として次の種類を記載し、記載例を参考に具体的な内容を記載してください。

【廃棄物の種類】

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、廃棄物を処分するために処理したもの

【記載例】

汚泥（下水汚泥、有機性汚泥、無機性汚泥）

廃油（廃溶剤、固体油、油泥）

がれき類（コンクリート廃材、アスファルト廃材）

汚泥（特別管理産業廃棄物・鉛を含むことにより有害な汚泥）

使用済自動車（解体業）または解体自動車（破碎業）…自動車リサイクル施設の場合

【留意事項】

- 石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物を含む場合は、その旨を明記してください。

- 一般廃棄物であるものについては、その旨を明記してください。

⑧ 変更協議の場合、変更の内容及び変更する理由の概要を記載してください。

詳細については、様式第8号（1）「事業計画書」及び様式第11号「廃棄物処理施設等変更設備等対照表」に記載してください。

⑨ 廃棄物処理施設等の構造及び主要な設備の概要について、下記を参考として記載してください。

【記載例】

ア 積替保管施設：廃棄物の受入設備、積み替え（選別）設備、積み替え（選別）後の保管設備など

イ 中間処理施設：受入設備、処分のための保管設備、処理施設、処分後の保管設備、排水・排ガス処理設備など

ウ 最終処分場：えん堤の構造、受入から埋立までの展開検査設備などの各設備、地下水検査設備、浸透水採取設備、調整池、水処理設備など

⑩ 設置予定施設の種類により、下記を参考として記載してください。

【記載内容】

ア 積替保管施設：積替保管の方法（保管容器の使用・建屋内保管の有無、選別方法など）

イ 中間処理施設：中間処理施設の種類に応じた具体的な処理の方法

【記載例】 脱水施設 → フィルタープレス、ロールプレス など

破碎施設 → 横型2軸破碎 など

焼却施設 → バッチ式焼却、ロータリーキルン、直接溶融 など

ウ 最終処分場：埋立方式（セル方式、サンドイッチ方式など）

チェック欄



岩手県知事 様		年 月 日	
協議者 住所 氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号			
廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書			
廃棄物処理施設等の設置（譲り受け、借り受け、変更）をしたいので、循環型地域社会の形成に関する条例第24条第7項の規定により、関係書類及び図面を添えて協議します。			
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)	()	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第号に該当（産業廃棄物処理施設の場合のみ記載）	
設置の場所（所在地）			
廃棄物処理施設等の処理能力 <small>m³・t/日()時間</small> <small>m³・t/時間</small> 埋立(保管)面積 m ² 埋立(保管)容量 m ³			
処理する廃棄物の種類			
変更の内容・理由（変更の場合）			
廃棄物処理施設等の構造等に関する計画	構造及び設備の概要		
	処理方式の概要		
	放流	排水の処理方法	⑪
	放流	放流水の水質	⑫
	水	排水の量 (水量) m ³ /日	⑬
	排	放流先の概要	⑭
	ガス	排ガスの処理方法	⑮
	ス	排ガスの性状	⑯
着工予定期日	年 月 日	⑰	
使用開始年月日	年 月 日	⑱	

(A 4)

- ⑪ 廃棄物処理施設等から放流される排水（廃棄物に接した雨水排水を含む）の処理方法並びに放流口の数、位置等を記載してください。

【処理方法の例】 凝集沈殿処理、油水分離処理、沈殿分離槽による処理など

- ⑫ 上記の処理により設計計算上達成できる放流水の水質を記載してください。
(定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。)

- ⑬ 設計計算上の排水量を記載してください。

（廃棄物処理施設等から排水が放流される場合（廃棄物に接した雨水排水を含む）には、排水量の設計計算書を添付してください。）

- ⑭ 放流先の水路等の名称、流量、管理者などを記載してください。

- ⑮ 廃棄物処理施設等から発生する排ガスの処理方法、煙突の数、煙突の設置位置、煙突の高さ等を記載してください。

【処理方法の例】

冷却装置で200度以下に冷却した後、活性炭・消石灰を吹き込みバグフィルターでばいじんを捕集する。

【留意事項】

焼却施設における焼却処理など処理に伴い排ガスが生じる場合のみ記載してください。運搬車両、重機等のエンジンから発生する排ガスは除きますので留意してください。

- ⑯ 上記の処理により設計計算上達成できる排ガス中のダイオキシン類濃度、ばいじん濃度などをダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法に基づく規制対象物質ごとに記載してください。（定常運転を行った際の設計計算値を記載してください。）

- ⑰ 設計計算上の排ガス量を記載してください。

- ⑱ 事前協議書を提出する時点における着工予定期日及び使用開始予定期日について記載してください。

(第二面)

廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	①
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	②
	その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項	③
災害防止のための計画（廃棄物の最終処分場である場合）		④
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理（産業・一般）廃棄物以外の廃棄物	区分 自家処分 委託処分 処分方法 ⑤
	特別管理（産業・一般）廃棄物	区分 自家処分 委託処分 処分方法
埋立処分の計画（最終処分場の場合）		⑥
廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		⑦
※事務処理欄		

(A 4)

- ① 廃棄物処理施設等の周辺の生活環境の保全を考慮したうえで自ら達成することとした排ガスの濃度、放流水の水質等を記載してください。また、破碎施設にあっては粉じん及び敷地境界における騒音、振動など、堆肥化施設など悪臭を発生する施設にあっては敷地境界における悪臭物質の濃度など、当該処理施設において取扱う廃棄物の性状及び処理施設の種類に応じ必要な項目について記載してください。

【留意事項】

法令等の基準値がある場合は、基準値を超過した値に設定することはできません。

- ② 自ら実施することとした排ガスの濃度等（放流水の水質、騒音、振動、粉じん、悪臭など）の測定頻度、測定箇所数等を記載してください。

【留意事項】

法令等で測定頻度が規定されている場合は、規定された測定頻度を下回って設定することはできません。

- ③ 上記以外の維持管理に関する事項（施設の点検等に関する事項、廃棄物の保管施設における飛散流出防止措置など）を記載してください。

- ④ 防災調整池における洪水調整の計画、土砂流出の防止計画等について記載してください。

【記載例】

土砂流出：土砂流出防止のため、石積の擁壁を設け、定期的に点検する。

地すべり：地表水の浸透防止工、地すべり防止工を設ける。

地盤沈下：杭基礎工、ケーソン基礎工などの沈下防止工を行う。

- ⑤ 処理に伴い生じる焼却灰、汚泥その他の廃棄物の処分方法を具体的に記載してください。
中間処理後の廃棄物のリサイクルを目的とした施設（破碎施設など）の場合は、売却できない規格外製品の処分方法の計画を記載してください。

【記載例】

木くず：パーティクルボードの原料の規格外製品については、○○会社の焼却施設において焼却処理を委託する。

がれき類：再生路盤材の規格に該当しない場合は、安定型最終処分場に埋立処分を依頼する。

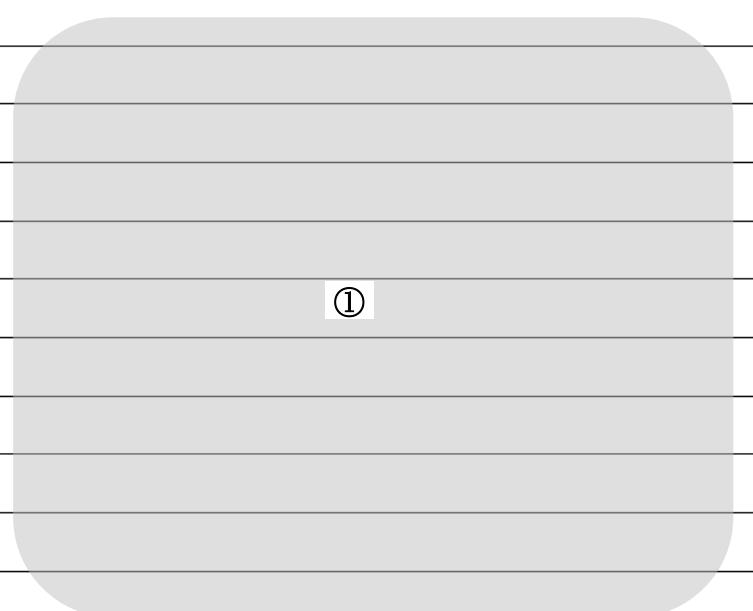
- ⑥ 処分場内における埋立の順序、埋立法面の形状、埋立の高さ、埋立終了予定年月日及び埋立終了後に行う維持管理の内容などを記載してください。

- ⑦ 廃棄物処理施設への搬入及び処理残渣等の搬出の手段、その経路及び時間等を記載してください。

様式第8号(1)(第16条関係)

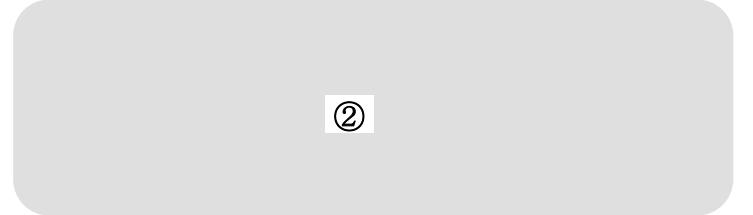
事業計画書

17



(1)

(作業のフローシート)



(2)

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A 4)

① 次の事項について記載してください。

- (1) 事業の必要性について記載してください。(県外業者の場合は特に本県で事業を行う必要性について記載してください。)
- (2) どのような業種のどのような工程から排出される廃棄物をどのように処理(積み替えのための保管、中間処理、最終処分)するのか及び処理残渣をどのように処分するのかを具体的に記載してください。
- (3) 廃棄物を中間処理後に再生利用する場合は、求められる規格(粒度、物性等)、品質及びその管理方法について記載してください。
- (4) 廃棄物を処理したものを販売する場合は、販売に係る詳細(販売量、販売価格、引渡し条件(引渡し場所など)、品質規格等、運搬する者及び運搬費を負担する者)について記載してください。
- (5) 処理の受託にあたって、契約書による委託契約の締結、マニフェストの使用のほか関連法規の遵守について記載してください。(排出事業者が自ら処理を行う場合は記載する必要はありません。)
- (6) 積替保管施設において分別・選別を行う場合は、当該行為に係る委託契約締結上の留意事項について記載してください。
- (7) 変更協議の場合は、その理由について詳細に記載してください。また、上記(1)～(6)の事項に変更があった場合は、当該変更内容についても記載してください。

【留意事項】

- (2)について、排出事業者名簿及び処理委託先処理業者名簿との整合を図ってください。また、作業のフローシートとの整合を図ってください。
- (3)及び(4)の場合は、再生利用又は販売するための規格に適合しないものの処分方法についてもあわせて記載してください。

② 次の事項について、フロー図により簡潔に記載してください。

- (1) 廃棄物の排出者・排出工程・業種・排出場所
- (2) 協議施設までの運搬方法・運搬者
- (3) 協議施設における処理の概要(詳細な作業工程は「処理工程図」に記載してください)
- (4) 処理後の廃棄物の処理委託(売却)先までの運搬方法・運搬者
- (5) 処理委託(売却)先における処分(使用)方法・処理委託(売却)先業者名・業種等



排出事業者名簿

事業者名	事業場の所在地	廃棄物の種類、排出工程及び性状	受託予定量
①	②	③	④

① 産業廃棄物は業種限定があるものもあることから、**排出事業者の業種も併せて記載してください。**

② 「事業場の所在地」が県外である場合、「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」に基づく搬入事前協議の対象となりますので留意してください。

③ 様式第7号(第1面)及び様式第8号(1)の記載内容と整合を図ってください。
(p14⑦、p17①)

また、一般廃棄物・産業廃棄物の区分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による区分を明記してください。

④ 「受託予定量」が施設の処理能力を勘案し適正な量であるか確認し、**単位(t/月など)を忘れずに記載してください。**

なお、積替保管施設においては、当該施設における1日あたりの平均的な搬出量の数値の基となる数値になりますので留意してください。

備考1 「廃棄物の種類、排出工程及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令による区分を明記してください。

2 「受託予定量」欄には、単位も記載してください。

処理委託先処理業者名簿

処理業者名	処理施設の所在地	廃棄物の種類及び性状	処理の方法	許可年月日 許可番号
		(①)		

- ① 処理委託先処理業者が県外の業者の場合、当該処理業者の産業廃棄物処分業の許可証の写しを添付してください。
- 廃棄物を処理したものを売却する場合は、売却先について記載してください(売却に関する詳細は、事業計画書に記載してください)。
- この場合、「処理方法」欄には、「○○○として売却」のように記載してください。

備考1 「廃棄物の種類及び性状」欄は、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分を明記してください。

2 廃棄物を処理したものを売却する場合は、売却先について記載してください。

廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書		
対象者	対象者（団体）名	① 電話番号
	団体の代表者氏名	② 電話番号
	対象者住所	③
	団体の代表者住所	④
	対象者区分	⑤
	団体中の対象者	⑥
事前説明	説明日時	
	説明実施場所	⑦
	説明者	⑧
	説明方法	⑨
説明に対して提出された意見、要望等	⑩	
意見、要望等に対して講ずる措置	⑪	
その他参考となる事項		

- ① 対象者が団体（企業・公共団体・組合・自治会・町内会等）の場合には、当該団体の名称（○○町内会、株○○など）を記載してください。
- ② 対象者が団体の場合には、当該団体の代表者の職・氏名・電話番号を記載してください。対象者が個人の場合は記載不要です。
- ③ 対象者が団体の場合には、当該団体の所在地を記載してください。
- ④ 対象者が団体の場合には、当該団体の代表者の住所を記載してください。個人の場合は記載不要です。
- ⑤ 事前説明対象者の区分を記載してください（手引き10p参照）。周辺地域の居住者・隣接土地の所有者・搬入道路に隣接する区域の居住者・放流先水路等の管理者及び利水権者等
- ⑥ 対象者が団体の場合には、実際に説明を行った相手の職・氏名を記載してください。
- ⑦ 説明を実施した日付・時間・場所を記載してください。
- ⑧ 説明を実施した者の職・氏名を記載してください。
- ⑨ 説明会の開催・戸別訪問・地域の代表者を通しての説明の区別、説明資料の配布の有無等について説明してください。
- ⑩ 賛成意見・反対意見・要望等について漏れなく記載してください。
- ⑪ 上記意見・要望等について回答した内容及び講ずる措置の内容を記載してください。

- 備考1 「対象者区分」欄は、第16条第7項の区分に従って記載してください。
- 2 対象者区分を明記した事前説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。
- 3 事前説明に使用した資料を1部添付してください。

様式第 10 号(1)(第 16 条関係)

廃棄物処理施設等設置等周辺生活環境調査結果書

土地の利用状況	(利用形態、用途地域、宅地開発計画区域) (別添図)			
	①			
既存施設の分布状況	(学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等) (別添図)			
	②			
使用道路の状況	名称	幅員(m)	交通量(台/日)	特記事項
				(別添図)
				③
放流経路等	放流経路 (別添図)	放流先水路	名称 流量 水質	④ 別添検査成績書 別添検査成績書 利水状況
井戸の分布状況	(分布(別添図)、用途、利用者、利用形態)			
	⑤			
湧水の分布状況	(分布(別添図)、用途、利用者、利用形態)			
局地的気象の特徴	(風向、風速、降雨等)			
	⑥			

注 放流先水路の水質については、検査成績書を添付してください。

(A 4)

※ 本様式は、「周辺住民等への事前説明(様式第 9 号)」において説明を行うこととされている「生活環境に対する影響」について、協議者が調査を行った結果を整理する様式です。

※周辺生活環境調査は、おおむね 500m の範囲を対象としてください。

① 処理施設周辺における利用形態、用途地域、宅地開発計画区域などについて記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。

(都市計画区域内である場合には、市街化区域、市街化調整区域などの区域区分及び工業地域、商業地域などの用途区分を記載してください。)

② 処理施設周辺における学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗等その他これに準ずる施設(建物)の状況及びその位置について記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。

【留意事項】

処理施設の周辺に学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅、店舗その他これに準ずる施設(建物)がある場合は、搬入、搬出等における配慮の具体的な方法を様式第 10 号(2)「生活環境の保全上留意すべき事項等」に記載して下さい。

③ 処理施設周辺における使用道路(国道又は県道から処理施設までの搬入道路等)の名称、幅員、交通量、その他特記事項(通学路、片側通行等)及びその道路の位置について記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。

【留意事項】

搬入道路が既設道路であって幅員が 5m 以内の場合については、搬入道路隣接区域に居住する者に対し事前説明をする必要があります。

④ 処理施設からの放流水がおおむね主要河川等に至るまでの経路及びその位置、放流先水路等の名称、流量、水質(水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、大腸菌群数の検査成績)、利水の状況について記載するとともに必要に応じ図面等を添付してください。

ただし、すべての施設及び保管場所等が屋内である場合や、事業場から放流される水(廃棄物に接した雨水等)が発生しない場合には、当該欄への記載及び検査成績書の添付は不要です。

⑤ 処理施設周辺における井戸の分布(位置)、用途、利用者、利用形態について記載するとともに必要に応じ図面を添付してください。

⑥ 処理施設周辺における風向、風速、降雨等の特徴について、既存測定データをもとに記載してください。

様式第10号(2)(第16条関係)

生活環境の保全上留意すべき事項等

チェック欄

生活環境の保全上留意すべき事項



※ 本様式は、「周辺住民等への事前説明(様式第9号)」において説明を行うこととされている「生活環境に対する影響」について、協議者が調査を行った結果を整理する様式です。

「廃棄物処理施設等周辺生活環境調査結果書」を勘案し、処理施設の稼動による粉じん、騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁などについて、生活環境の保全上留意すべき事項及び保全対策を記載してください。

【保全対策の例】

粉じん：破碎機に付属している散水装置により散水し、粉じんを防止する。

騒音、振動：防音壁を設けることにより、〇〇dB低下させる。

悪臭：処分のための保管施設から発生する悪臭については、吸引しオゾン脱臭するほか必要に応じ脱臭剤を散布する。

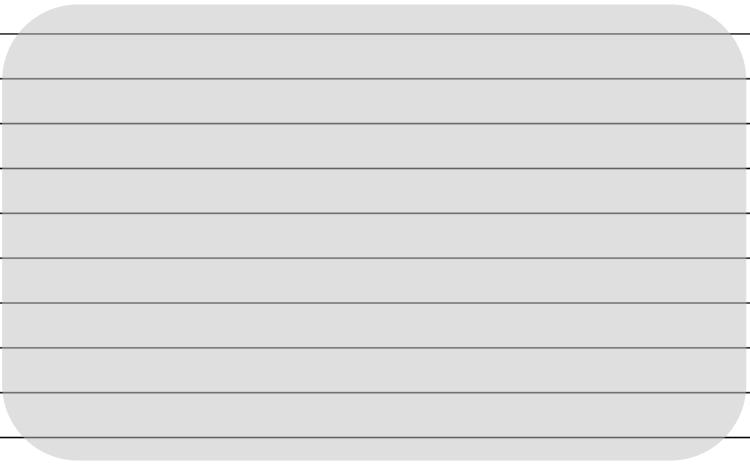
大気汚染：排ガス処理装置により処理する。

水質汚濁：SSについては凝集沈殿処理を行う。油分については油水分離槽により分離し適正に処理する。

収集運搬車両が通行することにより周辺の土地利用や既存施設に与える影響について、搬入時間等の運搬計画をどのように配慮するかなどの観点から記載してください。



上記事項に係る生活環境の保全対策



備考 調査結果に基づく留意事項について検討し、保全対策の検討結果を記載してください。

(A 4)

廃棄物処理施設等変更設備等対照表

変更の内容		変更前	変更後
廃棄物処理施設等の種類 (メーカー名、型式)		()	()
設置の場所(所在地)			
廃棄物処理施設等の処理能力	$m^3 \cdot t / 日$ ()時間 $m^3 \cdot t / 時間$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容積 m^3	$m^3 \cdot t / 日$ ()時間 $m^3 \cdot t / 時間$ 埋立(保管)面積 m^2 埋立(保管)容積 m^3	
処理する廃棄物の種類			
構造及び設備			
処理方式			
排ガス及び排水の処理方法			
排ガスの性状及び放流水の水質			
排ガス及び排水の量			
その他廃棄物処理施設等の構造等に関する事項			
廃棄物処理施設等の附帯設備			
維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項 その他廃棄物処理施設等の維持管理に関する事項		

備考 「廃棄物処理施設等の附帯設備」欄は、設備名、方式、能力及び数量を記載してください。

変更前と変更後を対比させて記載してください。

処分のための保管施設などを変更する場合は、「廃棄物処理施設等の附帯設備」の欄に記載してください。



※「変更前」の各欄には、現行の内容等について必ず記載してください。

※「変更後」の各欄には、記入漏れと区別するため、変更がない場合「変更なし」と記載し、廃棄物処理施設等の処理能力に変更がない場合は、「変更後」の欄に斜線を引いてください。

【留意事項】

変更箇所に関する添付資料は、変更前と変更後のものを両方添付してください。

ただし、仕様書などは対比させて作表しても構いません。

(第一面)
積替え・積替えのための保管施設計画書

積 替 保 管 対 象 廃 棄 物	種類	性状	積替え方法		
	①	②			
施設設置事業場用地	施設の種類	設置場所(所在地)	所有者	面積	地目
	③			㎡	
	用途指定の有無及び内容	④			
	契約(予定)年月日	年月日			
	貸借期間	年月日~		年月日	
貸借条件等	⑤				

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A 4)

- ① 様式第7号(第1面)、様式第8号(1)及び様式第8号(2)との整合を図ってください。(p14⑦、p17①、p18③)

- ② 積替えの方法、選別行為の有無、保管容器の有無を記載してください。

- ③ 「施設の種類」の欄には、積替施設、選別施設、保管施設等の別を記載して下さい。管理事務所、駐車場などの附帯設備に関する記載は不要です。

- ④ 都市地域にあっては都市計画法による地域地区、農業地域にあっては農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域など指定区域の有無及び内容について記載してください。

- ⑤ 廃棄物処理施設等を設置する予定地について、所有権がない場合のみ記載してください。
【留意事項】

土地の賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を添付してください。
土地の賃貸借契約の締結が不可能である場合には、当該土地の所有者が、廃棄物を処理する事業場として当該土地を使用することを承諾する意思が確認できる書類(仮契約書など)でも構いません。

(第二面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等	①
	保管設備	②
	選別施設	③
	雨水等流入防止設備	④
	地表水排水工	⑤
	洗車設備	⑥
	駐車場	⑦
	消火設備	⑧
	管理事務所	⑨
廃棄物処理施設等の維持管理の概要	廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	
	廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	
	放流水（未処理水を含む）の水質検査方法及び測定頻度	
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	
	その他参考となる事項	

① 規格・材質・高さ・施工延長等について記載してください。

② 保管設備の概要（建屋又は囲い等の構造・材質、設備箇所数、床面構造、床面積等）を記載してください。また、保管する場所の囲いに直接廃棄物の荷重がかかる場合で、公道に接するなど周辺地域の生活環境に影響があると思料される場合は、当該荷重に対し構造耐力上安全であることを安定計算により確認し、計算結果を添付してください。

③ 選別設備の概要（建屋又は囲い等の構造・材質、設備箇所数、床面構造、床面積等）を記載してください。

④ 規格・材質・施工延長等について記載してください。

⑤ 規格・材質・施工延長等について記載してください。

⑥ 床面構造・面積・水源等について記載してください。

⑦ 床面構造・面積・駐車台数等について記載してください。

⑧ 設置する機器の形式及び設置基數等について記載してください。

⑨ 管理事務所の構造・材質・床面積等について記載してください。

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(第二面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	囲い等	
	保管設備	
	選別施設	
	雨水等流入防止設備	
	地表水排水工	
	洗車設備	
	駐車場	
	消防設備	
廃棄物処理施設等の維持管理の概要	管理事務所	
	廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	⑩
	廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	⑪
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	⑫
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	⑬
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	⑭
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	⑮
その他参考となる事項		

- 備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
 2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

(A 4)

⑩ 受入予定品目以外の廃棄物が混入していないことをどのように確認するか記載してください。また、事業場にトラックスケールを設置する予定がない場合は、どのような方法により計量を行うものであるか記載してください。

⑪ 廃棄物の飛散・流出防止対策及び悪臭の発散防止方法について記載してください。

【記載例】

保管設備と選別場所は全て屋内設置とすることにより飛散・流出防止対策を図る。また、腐敗し悪臭が発散する可能性のあるものは取扱わないが、廃棄物の保管は搬入から3日間以内とする。

⑫ 事業場内における害虫の発生防止方法及び、発生した場合の対処方法について記載してください。

【記載例】

1週間に1度、保管設備の廃棄物を全て片付け清掃する。選別場所は毎日作業終了時に清掃する。夏季にはこれと併せて定期的に低毒性の消毒剤を散布する。万一害虫が発生した場合には廃棄物を全量処分すると共に建築物衛生法の登録業者に害虫駆除を委託する。

⑬ 収集運搬車両の出入りや積替・選別等の作業により生じる騒音・振動・粉じんについて、発生防止方法を記載してください。

⑭ 廃棄物に接した雨水や洗車設備からの排水等について、検査方法・項目・測定頻度を記載してください。

【留意事項】

様式第7号（第2面）の記載と整合を図ってください。（p16①・②）

⑮ 諸設備の点検体制及び点検責任者の職氏名を記載してください。

(第三面)

1 廃棄物の積替え施設の場合の立札

廃棄物の積替え施設		
廃棄物の種類		
期間	年 月 日～	年 月 日
管理者名		連絡先
立札の材質： 60~200センチメートル		

保管計画図及び保管面積・保管容量の計算書と整合を図り記載してください。

なお、実際に設置する立札の大きさは確定してください。

2 廃棄物の積替保管施設の場合の立札

廃棄物の積替えのための保管施設（保管場所）		
廃棄物の種類		
期間	年 月 日～	年 月 日
保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造 高さの上限 屋外に保管する場合のみ明示すること。 保管量の上限	
管理者名		連絡先
立札の材質： 60~200センチメートル		

立札の材質：
備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

【記載例】※保管場所の数に応じて必要数添付してください。

廃棄物の積替えのための保管施設（保管場所）		
廃棄物の種類	金属くず	
期間	年 月 日～	年 月 日
保管施設の構造等	※囲い又は保管施設の構造 高さの上限 屋外に保管する場合のみ明示すること。 保管量の上限	
管理者名	株○○建設 工場長 ○○○○	連絡先 019-629-5366
立札の材質： 200センチメートル 強化アクリル板		
備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては囲いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。		

(第一面)

中間処理施設設計画書

中間処理前・後の廃棄物	区分		種類	性状	
	処理前				
			(1)		
処理後					
		(処分方法)	(2)		
施設設置事業場用地	施設の種類	設置場所(所在地)	所有者	面積	地目
				㎡	
	用途指定の有無及び内容	(4)			
施設設置事業場用地に係る賃借関係	契約(予定)年月日	年月日			
	賃借期間	年月日~		年月日	
	賃借条件等	(5)			

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A 4)

チェック欄

① 様式第7号(第1面)、様式第8号(1)及び様式第8号(2)との整合を図ってください。(p14⑦、p17①、p18③)

② 再生利用又は売却する場合にあってはその旨を記載してください。

③ 「施設の種類」の欄には、処理施設、保管施設等の別を記載して下さい。管理事務所、駐車場などの附帯設備に関する記載は不要です。

④ 都市地域にあっては都市計画法による地域地区、農業地域にあっては農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域など指定区域の有無及び内容について記載してください。

⑤ 廃棄物処理施設等を設置する予定地について、所有権がない場合のみ記載してください。
【留意事項】

土地の賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を添付してください。

土地の賃貸借契約の締結が不可能である場合には、当該土地の所有者が、廃棄物を処理する事業場として当該土地を使用することを承諾する意思が確認できる書類(仮契約書など)でも構いません。



(第二面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要	固い等	①	
	立札		
	廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）		
	廃棄物の種類		
	期間	年月日～年月日	
	保管施設の構造等	※固い又は保管施設の構造	②
	高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
	保管量の上限		
	管理者名	連絡先	
	← 60~200センチメートル →		
立札の材質： []			
備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては固いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。			
雨水等流入防止設備			
地表水排水工			
排水処理設備等			
洗車設備			
駐車場			
消火設備			
管理事務所			

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

① 規格・材質・高さ・施工延長等について記載してください。



② 保管計画図及び保管面積・保管容量の計算書と整合を図り記載してください。
なお、実際に設置する立札の大きさは確定してください。



【記載例】※保管場所の数に応じて必要数添付してください。

廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）		
廃棄物の種類	がれき類（コンクリート廃材に限る。）	
期間	年月日～年月日	
保管施設の構造等	※固い又は保管施設の構造	鉄筋コンクリート製擁壁(高さ2m)
高さの上限	1.5m	
保管量の上限	100m ³ (148t)	
管理者名	㈱〇〇建設 工場長 〇〇〇〇〇	連絡先 019-629-5366
← 200 センチメートル →		
立札の材質： [] 強化アクリル板		
備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては固いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。		



(第二面)

廃棄物処理施設等の構造設備の概要 → ← 60~100センチメートル	固い等		
	立札		
	廃棄物の処分のための保管施設（保管場所）		
	廃棄物の種類		
	期間	年月日～年月日	
	保管施設の構造等	※固い又は保管施設の構造	
	高さの上限	屋外に保管する場合のみ明示すること。	
	保管量の上限		
	管理者名	連絡先	
	60~200センチメートル		
立札の材質： 備考 ※印欄には、廃棄物を屋外に保管する場合にあっては固いの「材質」を明示し、屋内に保管する場合にあってはその建築物の構造の概要を明示してください。			
雨水等流入防止設備	③		
地表水排水工	④		
排水処理設備等	⑤		
洗車設備	⑥		
駐車場	⑦		
消防設備	⑧		
管理事務所	⑨		

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 「廃棄物処理施設等の構造設備の概要」欄は、廃棄物処理施設等の施設又は設備の規格、材質、能力等を記載してください。

③ 規格・材質・施工延長等について記載してください。

④ 規格・材質・施工延長等について記載してください。

⑤ 処理方式・処理能力・放流水の水質等について記載してください。

⑥ 床面構造・面積・水源等について記載してください。

⑦ 床面構造・面積・駐車台数等について記載してください。

⑧ 設置する機器の形式及び設置基數等について記載してください。

⑨ 管理事務所の構造・材質・床面積等について記載してください。

(第三面)

廃棄物 処理施設等 の維持 管理の概要	中間処理する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	①
	中間処理する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	②
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	③
	騒音、振動及び粉じんの発生防止方法	④
	放流水（未処理水を含む。）の水質検査方法及び測定頻度	⑤
	排ガスの検査方法及び測定頻度	⑥
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	⑦
その他参考となる事項		

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A 4)

① 受入予定品目以外の廃棄物が混入していないことをどのように確認頻度でどのように確認するか記載してください。また、事業場にトラックスケールを設置する予定がない場合は、どのような方法により計量を行うものであるか記載してください。

② 廃棄物の飛散・流出防止対策及び悪臭の発散防止方法について記載してください。

【記載例】

処理施設（木くずの破碎機）及び処理前と処理後の保管設備は全て屋内設置とすることにより飛散・流出防止対策を図る。また、腐敗し悪臭が発散する可能性のあるものは取扱わないが、廃棄物の保管は搬入から3日間以内とする。

③ 事業場内における害虫の発生防止方法及び、発生した場合の対処方法について記載してください。

【記載例】

1週間に1度、木くずの保管設備の廃棄物を全て片付け清掃する。夏季にはこれと併せて定期的に低毒性の消毒剤を散布する。万一害虫が発生した場合には廃棄物を全量処分すると共に建築物衛生法の登録業者に害虫駆除を委託する。

④ 具体的な発生防止方法を記載すると共に、破碎施設等の場合は、施設の稼動時における騒音及び振動について、測定条件について説明された騒音及び振動の測定結果（メーカー提出のものでかまいません）をもとに、敷地境界における予測値の計算結果を添付してください。（計算過程を示してください）

⑤ 処理工程から発生する排水や廃棄物に接した雨水等について、検査方法・項目・測定頻度を記載してください。

【留意事項】

様式第7号（第2面）の記載と整合を図ってください。（p16①・②）

⑥ 焼却施設における排ガスや堆肥化施設における臭気等について、検査方法・項目・測定頻度を記載してください。

【留意事項】

様式第7号（第2面）の記載と整合を図ってください。（p16①・②）

⑦ 諸設備の点検体制及び点検責任者の職氏名を記載してください。

(第一面)

最終処分場計画書

埋立対象廃棄物	種類	性状	年間計画埋立量
	①		

施設設置事業場用地	設置場所(所在地)	所有者	面積	地目
			㎡	
	②			
	用途指定の有無及び内容			

施設設置事業場用地に係る賃借關係	契約(予定)年月日	年月日
	賃借期間	年月日～年月日
	埋立予定期間	年月日～年月日
	賃借条件等	③

備考 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

(A 4)

- ① 様式第7号(第1面)、様式第8号(1)及び様式第8号(2)との整合を図ってください。(p14⑦、p17①、p18③)



- ② 都市地域にあっては都市計画法による地域地区、農業地域にあっては農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域など指定区域の有無及び内容について記載してください。



- ③ 廃棄物処理施設等を設置する予定地について、所有権がない場合のみ記載してください。
【留意事項】

土地の賃貸借契約書の写しなど使用権原を証する書類を添付してください。

土地の賃貸借契約の締結が不可能である場合には、当該土地の所有者が、廃棄物を処理する事業場として当該土地を使用することを承諾する意思が確認できる書類(仮契約書など)でも構いません。



(第二面)

設置場所及びその状況	埋立地内の湧出水の状況	①
	地下水の状況（流向）を把握するための方法	②
	地質の状況を把握するための方法	③
	排水（放流水）の排出口や排出先等の状況	④
	その他参考となる事項	

① 湧出の位置、湧出量、利用者及び利用形態等を記載してください。

② ポーリング調査結果による地下水位を各孔ごとに記載してください。

③ ポーリング調査結果による地質の区分、分布、不透水層の有無等、現場透水試験結果の概要を記載してください。

④ 最終処分場の種類により次を参考として記載してください。【管理型、安定型】

- ア 管理型最終処分場：地下水集排水設備及び浸出水処理設備からの排水について記載してください。
 イ 安定型最終処分場：埋立地内の集水設備からの排水及び調整池からの排水について記載してください。

- 備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「埋立地内の湧出水の状況」欄には、湧出の位置、湧出量、利用者、利用形態等を記載してください。
 - 3 「地下水の状況（流向）を把握するための方法」の参考として、各ポーリング孔の設計図面等を添付してください。
 - 4 「地質の状況を把握するための方法」欄には、地質の区分、分布、不透水性地層の有無、透水係数試算の結果等を記載してください。

(第三面)

囲い等	①
立札	②
区域杭等	③
地滑り防止工及び沈下防止工	④
擁壁、えん堤等	⑤
基準高	⑥
遮水工法	⑦
地下水集排水設備	⑧
保有水等集排水設備又は浸透水採取設備	⑨
調整池設備	⑩
周縁地下水採取設備	⑪
浸出水処理設備	⑫
地表水・外周排水工	⑬
外周仕切り設備及び内部仕切り設備	⑭
ガス抜き設備	⑮
展開検査設備	⑯
洗車設備	⑰
駐車場	⑱
消火設備	⑲
管理事務所	⑳

備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。

2 上記の欄は、設備の規格、材質、能力等を記載してください。

- | | |
|---|--|
| ① 規格・材質・高さ・施工延長等について記載してください。 | |
| ② 規格・材質について記載してください。 | |
| ③ 規格・材質・個数について記載してください。 | |
| ④ 法面勾配・小段の設置・法面保護工について記載してください。 | |
| ⑤ 種類・材質・勾配について記載してください。 | |
| ⑥ 規格・材質について記載してください。 | |
| ⑦ 規格・材質について記載してください。【管理型】 | |
| ⑧ 規格・材質・布設延長について記載してください。【管理型】 | |
| ⑨ 方式・規格・材質・深さについて記載してください。 | |
| ⑩ 規格・材質・調整容量について記載してください。【管理型】 | |
| ⑪ 規格（径）・材質・深さ・ストレーナの有無について記載してください。 | |
| ⑫ 処理方式・処理能力・放流水の水質について記載してください。【管理型】 | |
| ⑬ 規格・材質・施工延長について記載してください。 | |
| ⑭ 規格・材質・強度・厚さについて記載してください。【遮断型】 | |
| ⑮ 規格（径）・材質・設置個数について記載してください。 | |
| ⑯ 規格（面積・厚さ・舗装構成）・材質・排水処理施設への接続状況について記載してください。 | |
| ⑰ 面積・床面構造・水源等について記載してください。 | |
| ⑱ 面積・床面構造等について記載してください。 | |
| ⑲ 設置する機器の形式及び設置基數等について記載してください。 | |
| ⑳ 管理事務所の構造・材質・床面積等について記載してください。 | |

(第四面)

廃棄物処理施設等の維持管理の概要	埋立処分する廃棄物の搬入時における確認及び計量の方法	①
	埋立処分する廃棄物の飛散、流出及び悪臭の発散防止方法	②
	ねずみ、蚊、はえその他の害虫の発生防止方法	③
	騒音、震動及び粉じんの発生防止方法	④
	周縁地下水の水質検査の方法及び測定頻度	⑤
	浸出液、浸透水及び放流水の水質検査の方法並びに測定頻度	⑥
	発生ガスの排除方法	⑦
	覆土材の確保の方法及び覆土方法	⑧
	周縁地表水の排除方法	⑨
	諸設備の点検体制及び点検責任者（職・氏名）	⑩
	廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期	⑪
	維持管理積立金の調達計画	⑫
	跡地利用計画	⑬

- 備考1 一般廃棄物又は産業廃棄物の区分がある場合は、その区分を明記してください。
- 2 「覆土材の確保の方法及び覆土方法」欄には、使用機械を明示してください。
- 3 「廃止までの維持管理の方法及び廃止予定の時期」欄には、埋立終了後から浸出液処理停止までの予定期間を記載してください。

(A 4)

- ① 受入予定品目以外の廃棄物が混入していないことをどのように確認頻度でどのように確認するか記載してください（受入毎の展開検査の実施など）。また、事業場にトラックスケールを設置する予定がない場合は、どのような方法により計量を行うものであるか記載してください。
- ② 覆土に係る方法などについて記載してください。
- ③ 事業場内における害虫の発生防止方法及び、発生した場合の対処方法について記載してください。
- ④ 囲いの設置や散水などの措置について記載してください。コンパクターなどを設置する場合には、敷地境界における騒音・振動の予測値の計算結果を添付してください。
- ⑤ 処分場から見て上流側・下流側などの地下水について、採取者・採取方法・検査者及び測定頻度について記載してください。
- ⑥ 安定型については浸透水、管理型については浸出液及び放流水の水質検査について、採取者・採取方法・検査者及び測定頻度について記載してください。
- ⑦ ガス抜き管によるなど記載してください。
- ⑧ 覆土材を得る方法・保管方法・保管場所及び埋立中の覆土の方法について記載してください。
- ⑨ 外周に布設した側溝によるなど記載してください。
- ⑩ 諸設備の点検体制及び点検責任者の職氏名を記載してください。
- ⑪ 埋立終了から廃止するまでの処分場の維持管理方法及び廃止予定の時期について記載してください。
- ⑫ 廃棄物処理業に係る売上げによる・他事業の売上げによる・借り入れによるなど記載してください。
- ⑬ 公園にする・舗装して駐車場にする等具体的に記載してください。

施設の名称	
廃棄物処理施設等の種類	
取り扱う廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の処理能力	
1日の稼働時間	
管理者	
連絡先	

備考 寸法は、縦1メートル、横2メートルを標準とする。

産業廃棄物の積替保管施設又は廃棄物の中間処理施設については、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所に様式第17号による立札を設ける必要があります。協議内容に沿って適切に記載してください。

【記載例】

施設の名称	㈱〇〇産業リサイクルセンター
廃棄物処理施設等の種類	中間処理施設（がれき類の破碎施設）
取り扱う廃棄物の種類	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）
廃棄物処理施設等の処理能力	240t/日（30t/時間）
1日の稼働時間	8時間（8:00～12:00、13:00～17:00）
管理者	㈱〇〇産業 センター長 〇〇 〇〇
連絡先	019-629-5366

備考 寸法は、縦1メートル、横2メートルを標準とする。



別添4のNo.12～36の図面等の調製方法は次のとおりです。

図面番号	項目	摘要
12	位置図 (1/25000)	<ul style="list-style-type: none"> ・国土地理院発行3色刷の地形図により作成すること。 ・施設設置事業場用地の概略を赤で示し、引出し線により表示すること。 ・形状を表示できない場合は、処分場の中心を○2mmの赤丸で示しそれを○20mmの円で囲み、引き出し線により表示すること。
13	見取図 (1/2500～1/5000)	<p>事業場用地周辺の地形地物及び処分場に係る集水区域の概略が把握できる図面とすること。<u>次の事項をそれぞれ着色して示すこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①縮尺、方位 ②事業場用地の境界線（赤色） ③搬入道路の位置（茶色）と名称 ④事業場用地からの排水が流出する水路（水色） ⑤事業場用地の敷地境界から、最終処分場にあっては500m、中間処理施設にあっては300m、積替保管施設にあっては200m以内の距離にある学校、保育所、病院、老人ホーム、公園、住宅及び店舗等 ⑥事前説明の対象とした事業場用地の周辺地域の範囲 ⑦周辺生活環境調査の範囲（事業場用地から概ね500mの範囲）
14	構造図 (原則として1/100)	<p>処理施設及び主要設備の構造を明らかにする平面図、立面図、及び断面図。コンクリート構造物にあっては配筋図を含むこと。建屋にあっては、建築面積及び延床面積を記載すること。</p> <p>排水処理設備や排ガス処理設備等の主要設備のほか、囲い等の設備についても作成すること。</p> <p>※処理施設の構造図は、法令で定める構造基準を満たしているものであるか、処理能力の根拠となる数値（焼却炉における燃焼室容積の算定根拠となる寸法など）が明らかとなっているか等に配慮し作成すること。</p>
15	土地の登記簿 謄本	原則として発行から3ヶ月以内の事業場用地に係る登記簿謄本。 正本については原本を提出すること。
16	公図	<p><u>次の事項をそれぞれ着色して示すこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①縮尺、方位 ②事業場区域の境界線（赤色） ③搬入道路（茶色） ④道路敷、水路敷、国有地等（着色） ⑤事業場用地及びそれに隣接する筆の地番、地目、土地の所有権者名及びその住所 ⑥写しを取った日付 <p>正本については原本を提出すること。</p>
17	施設設置事業場 用地の現況写真	事業場用地の現況を判別できるカラー写真（4～5枚程度）。 <u>写真の撮影位置・方向を平面図等に示すこと。</u>
18	求積図	<p>事業場用地について作成するほか、事業場を造成するにあたり周囲を開発する場合は、開発行為に係る土地の全体についても作成すること。</p> <p><u>次の事項をそれぞれ着色して示すこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ①縮尺、方位 ②最終処分場区域の境界線（赤色）及びその用地面積 ③埋立地区域の境界線（橙色）及びその用地面積 ④積替保管施設及び中間処理施設用地境界線（赤色）並びにその用地面積 ⑤最終処分場及び中間処理施設用地以外で施設設置に付帯的に必要とされる用地の面積 ⑥各法律による開発行為に該当する場合は該当する区域の面積

図面番号	項目	摘要
19	賃貸借契約書の写し	事業場用地が借地の場合に添付すること。主要な設備を借用する場合も同様とする。 事前協議書提出時点で賃貸借契約の締結が不可能である場合は、当該土地等の所有者が、廃棄物を処理する事業場等として使用させることを承諾する意思が確認できる書類（仮契約書など）を提出すること。
20	施設設置事業場平面図 (1/100～1/500)	実測平面図により調製すること。 処理施設及び主要設備の配置のほか、次の設備等の配置を示すこと。 <u>処理施設及び主要設備等の配置等が変更となる場合には、変更前及び変更後の平面図を添付すること。</u> ①門・柵・扉・立札等及び杭の位置 ②管理事務所等の建築物・洗車設備・場内道路・駐車場・飛散及び流出防止設備・公害防止設備・消火設備・安全設備等の位置及び名称 ③雨水・工程排水・生活排水等の排水系統図 ④盛土及び切土の位置 ⑤縦横断線の位置及び符号
21	施設設置事業場縦横断図 (1/100～1/500)	次の事項が示された実測平面図（必要に応じて横断図、縦断図）により調製すること。ただし土木工事がある場合に添付すること。 ①現況地盤高並びに盛土及び切土の位置、計画地盤高 ②建築物その他の設備の基礎の位置、構造等 ③排水施設の位置及び構造等
22	処理工程図	処理施設における廃棄物処理の各工程のほか、事業場内における廃棄物の受入れから搬出までの廃棄物を取扱う一連の工程の全体が明らかとなるように作成すること。最終処分の場合は、埋立及び覆土等の工程についても記載すること。次の事項を示すこと。 ①廃棄物の受入れから処理後の搬出に至るまでの工程 ②各工程における廃棄物、混合する薬剤等の量等
23*	現況平面図	実測平面図により調製すること。次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①最終処分場区域の境界線（赤色）と杭の位置 ②埋立区域の境界線（橙色）と杭の位置 ③地質ボーリング孔の位置を○3mmの赤丸で示し孔番号（例：B-1、B-2）により表示する。 ④仮 BM（基準高）を2箇所以上表示する。 ⑤縦横断線の位置及び符号 ⑥測量及び製図日
24*	配置平面図	実測平面図により調製すること。この図面は埋立前の処分場の構造等を記入すること。次の事項をそれぞれ着色して示すこと。 ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③門・柵・扉・立札等 ④地滑り防止工・沈下防止工・雨水等集排水設備・管理事務所・洗車設備・場内道路・消火設備・防災設備・公害防止設備・擁壁・盛土・切土・浸出水集排水設備・浸出水処理設備・浸透水採取設備・展開検査設備・飛散防止設備・遮水工・通気装置その他の設備の名称・位置・構造・規模等 ⑤縦横断線の位置及び符号 ⑥周縁地下水水質監視用井戸の位置及び名称

* …最終処分場の場合に添付すること。

図面番号	項目	摘要																								
25*	埋立平面図	<p>実測平面図により調製すること。この図面は埋立終了後の処分場の形態、構造等を記入する。次の事項をそれぞれ着色して示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③道路、水路、擁壁、その他の構造物の名称、位置、構造、規模等 ④のり面の位置、勾配等 ⑤埋立地内排水設備 ⑥周縁地下水水質監視用井戸の位置及び名称 ⑦小段の計画地盤高 ⑧縦横断線の位置及び符号 																								
26*	横断図 (1/100～ 1/200)	<p>実測横断図によること。測点間隔は原則 20m とするが、断面変化点等必要により追加する。次の事項をそれぞれ着色して示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③現況・掘削後（埋立前）及び埋立終了後の地盤線 ④遮水工の範囲（赤色細実線） ⑤雨水等集排水設備・浸出液集排水設備・埋立地内排水設備・調整池・沈砂池・擁壁その他の構造物の名称・位置・構造・規模等 ⑥土量計算の根拠となる各断面積 																								
27*	縦断図 (H:1/100～ 1/200) (V:1/200～ 1/1000)	<p>実測縦断図によること。測定間隔は 20m とする。次の事項をそれぞれ着色して示すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①最終処分場区域の境界線（赤色） ②埋立地区域の境界線（橙色） ③現況、掘削後（埋立前）及び埋立終了後の地盤線（各別色により着色）及び各地盤高 ④雨水等集排水設備・浸出液集排水設備・埋立地内排水設備・調整池・沈砂池 ⑤短距離・追加距離・その他必要諸元 																								
28*	地質調査報告書 (地質柱状図、 透水係数計算書 を含む。)	<p>地質柱状図の作製は ø 66mm 以上のコアボーリング工法により行い、コア、検尺および作業写真を添付すること。調査地点は埋立予定地の地形等を勘案し予定地内に均等な配置になるよう選定する。調査ボーリングの必要数は次表による。ただし地形、地質条件等により加算することもある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>面積区分</th> <th>1000m²未満</th> <th>3000m²未満</th> <th>6000m²未満</th> <th>10000m²未満</th> <th>10000m²以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理型</td> <td>2孔</td> <td>3孔</td> <td>5孔</td> <td>6孔</td> <td>管理型にあっては 10,000m² を越える部分 5,000m² 以内毎に 2 孔、安定型、遮断型にあっては 10,000m² を越える部分 10,000m² 以内毎に 1 孔を加算すること。</td> </tr> <tr> <td>安定型</td> <td>2孔</td> <td>2孔</td> <td>4孔</td> <td>4孔</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遮断型</td> <td>2孔</td> <td>2孔</td> <td>4孔</td> <td>4孔</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ボーリングの必要深度は地表から 15m 又は地下水層（又は不透水層）を貫通し基岩盤（N 値 50 以上）に 3m 以上貫入させること。 ※地質柱状図作成要領により作製すること。 透水係数計算書は、上記ボーリング孔を利用して透水試験を行い、実施した透水試験の方法、測定記録、及びこれに基づく透水係数計算結果を記載した書類とすること。</p>	面積区分	1000m ² 未満	3000m ² 未満	6000m ² 未満	10000m ² 未満	10000m ² 以上	管理型	2孔	3孔	5孔	6孔	管理型にあっては 10,000m ² を越える部分 5,000m ² 以内毎に 2 孔、安定型、遮断型にあっては 10,000m ² を越える部分 10,000m ² 以内毎に 1 孔を加算すること。	安定型	2孔	2孔	4孔	4孔		遮断型	2孔	2孔	4孔	4孔	
面積区分	1000m ² 未満	3000m ² 未満	6000m ² 未満	10000m ² 未満	10000m ² 以上																					
管理型	2孔	3孔	5孔	6孔	管理型にあっては 10,000m ² を越える部分 5,000m ² 以内毎に 2 孔、安定型、遮断型にあっては 10,000m ² を越える部分 10,000m ² 以内毎に 1 孔を加算すること。																					
安定型	2孔	2孔	4孔	4孔																						
遮断型	2孔	2孔	4孔	4孔																						

図面番号	項目	摘要				
29*	事業計画工程書	<p>次の事項を記載すること。</p> <p>①最終処分場建設工事着手から閉鎖にいたるまでの主要な工事の名称・工程・工期を記した書面</p> <p>②各期建設設計画書（図面等を含む。）</p>				
30	設計計算書・仕様書	<p>積替保管施設及び中間処理施設にあっては、処理施設等の設計諸元・処理能力算定根拠・排ガス及び排水処理計算等・各設備の仕様等を示すこと。</p> <p>※処理能力（中間処理設備自体のほか、冷却装置、排ガス処理装置等の主要な設備を含む。）はカタログ値のみではなく、能力として示した数値の算定根拠（計算過程、試験結果など）を記載した書類を提出すること。また、設計計算書における数値（特に係数）について、設定した根拠、文献等の資料を添付すること。</p> <p>※破碎施設等の場合は、施設の稼動時における騒音及び振動について、測定条件について説明された騒音及び振動の測定結果（メーカー提出のものでかまいません）をもとに、敷地境界における予測値の計算結果を添付すること。（計算過程を示すこと）</p> <p>最終処分場にあっては次の事項を記載すること。</p> <p>①擁壁等流出防止設備の構造計算書・安定計算書</p> <p>②雨水等集排水設備、浸出液集排水設備、浸出水処理設備、浸透水採取設備、展開検査設備、周縁地下水水質監視用井戸、埋立地内排水設備、調整池、沈砂池等の設計計算書及び仕様書</p>				
31	管理体制系統図	平常、夜間及び異常事態の発生時における連絡及び指示系統をフローリング等により図示すること。産業廃棄物処理施設管理者及び各部署の責任者の氏名、連絡先等を記載すること。				
32	運転管理仕様書	運転開始から終了までの操作手順、管理目標値(燃焼温度、放流水水質等)、事故発生時の措置、点検・検査回数、及び記録方法を記載すること。ただし、最終処分場にあっては、浸出水処理施設に係るものとする。				
33	保管計画図	<p>中間処理前の保管及び中間処理後の保管、又は積替えのための保管について、保管場所の平面図及び立面図(保管姿図)を調整すること。</p> <p><u>保管姿図は、保管容量（保管する廃棄物の体積）の算定根拠となる图形を示し、寸法を記入したものを作成</u>すること。</p> <p>※屋外で容器を用いずに保管する場合は保管の高さ制限に留意すること。</p> <p>保管の高さ制限</p> <p>ア 廃棄物が囲いに接しない場合（図1）</p> <p>○囲いの下端から勾配 50%（水平距離 2 に対し垂直距離 1、角度にして約 26.5 度）以下</p> <p>イ 廃棄物が囲いに接する場合（図2）</p> <p>○囲いの内側 2m は、囲いの高さより 0.5m 以下</p> <p>○2m 以上内側は、2m 線から勾配 50%以下</p> <table border="1"> <tr> <td>(図1) 囲いに接することなく 廃棄物を保管する場合</td> <td>(図2) 囲いに接して廃棄物を 保管しようとする場合</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	(図1) 囲いに接することなく 廃棄物を保管する場合	(図2) 囲いに接して廃棄物を 保管しようとする場合		
(図1) 囲いに接することなく 廃棄物を保管する場合	(図2) 囲いに接して廃棄物を 保管しようとする場合					

図面番号	項目	摘要
34	保管面積・保管容量計算書	保管計画図に基づいて 保管面積・保管容量及び保管重量の計算書 を調製すること。
35	実証試験結果及びその評価	これまでに岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に添付すること。 なお、岩手県内において実証試験を行おうとする場合は、事前に管轄の広域振興局等に試験研究計画書を提出し、生活環境の保全上の支障が発生しないように行うこと。
36	標準作業書	自動車リサイクル施設に係る事前協議である場合に添付すること。
37	その他必要と認める書類	本県の指示に応じて書類を提出すること。

※ 移動式施設の場合は次の点についても留意してください。

図面番号	項目	摘要
12	位置図 (1/25000)	
13	見取図 (1/2500～ 1/5000)	
15	土地の登記簿 謄本	駐機場所について作成すること。
16	公図	
17	施設設置事業場 用地の現況写真	
18	求積図	
19	賃貸借契約書の 写し	
20	施設設置事業場 平面図 (1/100～ 1/500)	駐機場所について作成すること。 また、移動式施設として使用する場合について、廃棄物の排出場所に設置する際の標準的な作業区域における設備等の配置図（平面図）を、次の事項に留意し作成すること。 ①一連の処理工程で使用する設備の配置（破碎機等の処理設備、保管設備、保管場所を特定するための措置等） ②周辺から設置場所に雨水等がみだりに流入しないための措置（側溝、えん堤の敷設等） ③処理物を周囲の生活環境の保全上支障なく、かつ、安全に搬出するための措置 ④破碎施設等にあっては、騒音及び振動の管理目標値を達成するための措置（防音壁等） ⑤破碎施設等にあっては、騒音、振動の予測地点の位置 ⑥破碎施設等にあっては、粉じんの発生を防止するための措置（散水設備等）並びに散水設備を設ける場合にあっては水源の確保方法 ⑦その他、処理施設の種類に応じて周囲の生活環境の保全上必要となる設備の位置
21	施設設置事業場 縦横断図 (1/100～ 1/500)	駐機場所について作成すること。

広域振興局名	住所 電話番号・FAX番号	所管する市町村
盛岡広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	盛岡市内丸 11-1 019-629-6583・019-629-6594	八幡平市・滝沢市・葛巣町・岩手町・ 雫石町・矢巾町・紫波町 ※
県南広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	奥州市水沢大手町 5-5 0197-22-2831・0197-25-4106	奥州市・金ヶ崎町
花巻保健福祉環境センター (環境衛生課)	花巻市花城町 1-41 0198-41-5405・0198-24-9240	花巻市・北上市・遠野市・ 西和賀町
一関保健福祉環境センター (環境衛生課)	一関市竹山町 7-5 0191-26-1412・0191-23-0579	一関市・平泉町
沿岸広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	釜石市新町 6-50 0193-27-5523・0193-25-2294	釜石市・大槌町
宮古保健福祉環境センター (環境衛生課)	宮古市五月町 1-20 0193-64-2218・0193-64-7014	宮古市・岩泉町・山田町・ 田野畠村
大船渡保健福祉環境センター (環境衛生課)	大船渡市猪川町字前田 6-1 0192-22-9814・0192-27-4197	大船渡市・陸前高田市・ 住田町
県北広域振興局 保健福祉環境部 (環境衛生課)	久慈市八日町 1-1 0194-53-4987・0194-52-3919	久慈市・洋野町・普代村 野田村
二戸保健福祉環境センター (環境衛生課)	二戸市石切所字荷渡 6-3 0195-23-9202・0195-23-6432	二戸市・軽米町・一戸町・ 九戸村
県庁・資源循環推進課	盛岡市内丸 10-1 019-629-5380・019-629-5369	—

※盛岡市内に廃棄物処理施設等の設置等をする場合は、次の窓口でご相談ください。

盛岡市環境部廃棄物対策課 (産業廃棄物対策室)	盛岡市若園町 2-18 (019-651-4111 (代))	盛岡市
----------------------------	-----------------------------------	-----

事前協議書を提出する前に…

項目	チェック欄
事前説明を実施していますか？	
様式の添付忘れはありませんか？	
様式への記載漏れはありませんか？	
図面等の添付忘れはありませんか？	

循環型地域社会の形成に関する

条例逐条解説

平成21年4月

岩手県環境生活部

第8章 適正な廃棄物処理施設等の設置等

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第24条 ①廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、又は借り受けようとする者(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第8条第1項、第9条の5第1項(廃棄物処理法第15条の4において準用する場合を含む。)若しくは第15条第1項の許可を受けようとする者又は廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしようとする者。以下同じ。)は、②あらかじめ、③規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。</p> <p>④廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更(以下「廃棄物処理施設等の変更」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。ただし、その変更が⑤規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項の廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は前項の廃棄物処理施設等の変更をしようとする者は、第1項又は前項の協議に先立って、⑥当該廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者に対し、当該協議の内容のうち、⑦規則で定める事項について、説明会の開催その他の規則で定める方法により説明を行わなければならない。ただし、⑨規則で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)</p> <p>第16条 条例第24条第1項の協議は、廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書(様式第7号)により行わなければならない。</p> <p>2 前項の廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出をしようとする場合は、同表に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>3 条例第24条第2項の協議は、廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書(様式第7号)により行わなければならない。</p> <p>4 前項の廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書には、別表第3に掲げる書類及び図面のうち変更に関するものを添付しなければならない。</p> <p>5 条例第24条第2項及び第27条第1項第3号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力 (2) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類 (3) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画 (4) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画 <p>6 条例第24条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる施設又は設備の変更とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 門扉 (2) 立札等 (3) 雨水等の流入防止設備 (4) 洗車設備 (5) 消火設備 (6) 管理事務所 (7) その他前各号に掲げる施設又は設備に準ずるもの <p>7 条例第24条第3項の規則で定める者は、次に掲げる者のうち、廃棄物処理施設等の種類、設置場所の状況、生活環境に対する影響等を勘案し当該廃棄物処理施設等の設置等に関し利害関係を有すると認められる者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理施設等を設置する事業場(以下「施設設置事業場」という。)の周辺地域の居住者 (2) 施設設置事業場に隣接する土地の所有者 (3) 施設設置事業場への廃棄物の搬入に用いる道路であって、新たに取り付けるもの又は既設の

	<p>もの（廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「搬入道路」という。）に隣接する区域の居住者</p> <p>(4) 施設設置事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者</p> <p>8 条例第24条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画の概要 (2) 廃棄物処理施設等の設置場所 (3) 廃棄物処理施設等の種類、処理方式及び処理能力 (4) 廃棄物処理施設等において処理する廃棄物の種類 (5) 廃棄物処理施設等の位置、構造等の設置に関する計画 (6) 廃棄物処理施設等の維持管理に関する計画 (7) 生活環境に対する影響 <p>9 条例第24条第3項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに掲げる方法とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 説明会を開催し、説明を行う方法 (2) 関係住民等に対し個別に説明を行う方法（自治会長、町内会長等地域の代表者を通じて間接的に説明を行う方法を含む。） <p>10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第9条第1項の規定による変更の許可を要しない変更（一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合 (2) 産業廃棄物処理施設にあっては、廃棄物処理法第15条の2の4の規定に基づく届出又は廃棄物処理法第15条の2の5第1項の規定による変更の許可を要しない変更（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）を行う場合 (3) 自動車リサイクル施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法 イ 別表第4に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。） (4) 小規模再生事業施設にあっては、次に掲げる事項の変更に該当しない変更を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ア 一般廃棄物の再生に係る事業の内容 イ 事業の用に供する小規模再生事業施設の種類、数量並びに構造及び設備の概要
--	---

	<p>(5) その他処理施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合</p> <p>ア 処理に伴い生ずる産業廃棄物の処理方法</p> <p>イ 別表第4に掲げる事項のいずれにも該当しない事項（産業廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更を除く。）</p> <p>(6) 事業者が現に事業活動を営んでいる場所に廃棄物処理施設等の設置等を行う場合</p> <p>(7) 第1号から第5号までに規定する施設であって移動式の廃棄物処理施設等（以下「移動式施設」という。）の設置等を行う場合</p>
--	---

【趣旨】

本条は、従来、廃棄物に関する指導要綱（平成2年5月29日公告）により行っていた手続きを条例化したものである。その内容は、廃棄物処理施設等の設置又は変更等を行おうとする者に対し、法定許可対象施設については許可申請等に先立ち、許可対象外施設については当該手続で完結する事前協議を義務付けるとともに、その過程において当該施設周辺の住民等への説明を義務付けるものである。

1 廃棄物処理施設設置等事前協議

廃棄物処理法第15条による許可申請にあっては、相当程度の投資を伴う生活環境影響調査を行う必要があり、かかる投資後である許可申請時点では、内容に問題がある場合でも、現実には計画の中止、変更が困難なため、構想段階で許可を行う行政として情報を把握し、適切に指導する必要があること。

当該事前協議の過程、審査結果により、設置等の予定者にとっても、本格的な投資に値する内容か否かの判断（すなわち投資リスクの回避）に資することになり、有用であること。

2 周辺住民等への説明

事前説明により周辺住民の信頼感の醸成が図られ、円滑な設置が期待できること。

紛争回避の観点からは、周辺住民の同意を求めることが考えられるが、設置の過度な障害、設置等の予定者の私有財産等の使用収益への過度な負担、住民への金銭の授受をめぐる深刻な紛争への発展等が懸念されることから同意までは要しないものとしたこと。

【用語の解説】

1 「廃棄物処理施設等」

次のものをいう

廃棄物処理法の許可施設

産業廃棄物処理業者が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替え保管施設を含む。）であって法第15条第1項の許可を要しないもの

2 「あらかじめ」

設置等の事前であれば足り、明確な期限は特に設けていない。

3 「規則の定めるところにより」

廃棄物処理施設等設置等（変更）事前協議書（様式第7号）により行う。

4 「廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更」

廃棄物処理施設等の種類、処理方式、処理能力等、変更する場合には協議を要する事項である。

5 「規則で定める軽微な変更」

門扉、立札等の変更であり事前協議を要しない。

6 「廃棄物処理施設等の周辺の居住者その他規則で定める者」

事前説明の対象となる者であり、従来の指導要綱では設置する施設の内容に応じ設置場所からの一定の半径内（積替保管施設：200m、中間処理施設：300m、最終処分場：500m）に居住する住民を対象にしていたが、実際の生活環境に対する影響はこの範囲以外にも及ぶことが考えられるため、当該距離と併せ、設置条件や気象条件等個別事案ごとの生活環境に対する影響を勘案し利害関係を有すると認められる場合には事前説明の対象とすることとしたものである。また、既設の搬入道路で「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」（規則第16条第7項第3号）としては、搬入道路の幅員が5m以下である場合などを想定している。なお、「廃棄物処理施設等を設置する事業場からの放流水の放流先水路等の管理者及び利水権者」（規則第16条第7項第4号）には、処理施設自体からの排水がない場合であっても、事業場から雨水等を放流する場合は説明を行う必要がある。

7 「規則で定める事項」

事業計画の概要等住民への事前説明を義務付ける事項である。

8 「説明会の開催その他規則で定める方法」

事前説明は、説明会の開催の他、関係住民等に対する個別の説明により行うものである。なお、個別の説明として、周辺の居住者の場合、地域の代表者等を通じて間接的に説明を行う方法、放流先水路の管理者及び利水者に対する説明の場合、耕作者、漁業者等による団体の代表者等を通じて間接的に説明を行う方法も含む。

9 「規則で定める場合」

許可対象施設にあっては変更許可を要しない場合等、事前説明を必要としない場合である。

ただし、廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の変更、廃棄物の種類を変更する場合は周辺の生活環境に対する影響が変わるものであることから事前説明を要する。

【留意事項】

1 当該事前協議は、行政手続上は「届出」である。

2 当該事前協議を経ずに行う法許可申請であっても有効である。ただし、事前協議を通じて、施設計画に係る適法性、合理性、確実性等の検討による、投資リスクの低減や施設整備の円滑化の機会を失すことになる。

なお、事前協議を行わないで申請が行われた場合、知事は事前協議を行うよう勧告し、それに従わない場合は公表することができる。

3 2により事前協議は法許可申請の前提条件ではないこと、住民との紛争を回避するための調整や他法令との調整が目的の中心であること等から、許可とは独立した手続きであり、許可条件の上乗せではない。

4 事前協議の標準処理日数は、焼却施設及び最終処分場は130日、焼却施設及び最終処分場以外の施設は80日となっているが、協議書を補正するために要する期間は標準処理日数に含まれない。

5 事前協議に必要な添付書類等として別表第3に掲げる書類及び図面が規定されているが、平成20年4月1日施行の改正条例規則において、当該内容について所要の見直しを図っている。その内容は次のとおり。

(1) 様式第17号（出入口への表示立札）

様式第17号については、これまで規則第21条第2号において「産業廃棄物の積換保管施設又は廃棄物の中間処理施設」に設置することとしており、今般、事前協議において当該表示立札の確認を行うことを明確にしたこと。

(2) 施設設置事業場縦横断図

当該書類は従来から添付書類として規定していたが、「土木工事（造成工事）がある場合に限り」添付するものであることを明確にしたこと。

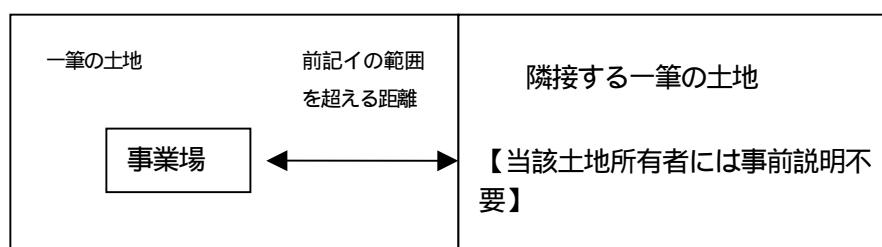
(3) 実証試験結果及びその評価を示した書類

施設の設置にあたり、当該施設がこれまで本県内において用いられたことのない構造又は処理方法（以下、「構造等」という。）により廃棄物を処理する場合、当該構造等について実証試験結果及びその評価を示した書類により、当該施設の設置等にあたり構造基準への適合

等を審査する必要があることから、新たに添付書類として規定したこと。

- 6 「施設に隣接する土地の所有者」への事前説明にあたっては、次の事項に留意すること。
- (1) 「隣接する」とは「事業用地が含まれる土地と筆と筆が接すること。」として取り扱っているところである。
しかし、「土地（筆）が接していても事業場用地が含まれる土地が広大であり、かつ、隣接する筆に当該事業場からの生活環境の保全上の支障がない場合（（2）参照）があることから、この場合については、当該隣接する土地（筆）の所有者に対して事前説明は不要である。」こと。
- (2) （1）に掲げる「隣接する筆に当該事業場からの生活環境の保全上の支障がない場合」とは、「原則として積替保管施設にあっては事業場の用地から200m、中間処理施設にあっては300m、最終処分場にあっては500mの範囲を超える場合」が該当すること。

図. 隣接する土地の所有者に対する事前説明が不要な場合



- 7 「その他処理施設」において、事前協議の前置として行う「周辺居住者等に対する事前説明」が不要な場合を別表第4に規定していたが、平成20年4月1日施行の改正条例規則において、次のとおり所要の改正を行ったこと。

- (1) 移動式の産業廃棄物処理施設等（以下、「移動式施設」という。）の設置等
条例規則第16条第10項第7号において、移動式施設の設置等にあたり周辺住民等に対する事前説明が不要である旨規定しているが、当該施設は第1号から第5号までに掲げる施設にも含まれることから、重複して規定することを避けるため第7号で当該事項を明確にしたこと。
- (2) 自動車リサイクル法
当該施設の設置等において事前説明を要しない場合とは、次のいずれにも該当しない場合であることを明確にしたこと。
処理能力に係る変更であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
主な設備（破碎業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上の達成することができる排ガスの性状、方流水の水質その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
- (3) その他処理施設
当該施設の変更において、別表第4に掲げる事項のいずれかに該当する事項は変更許可が必要な場合であるが、「中間処理施設に係る保管設備の変更」は当該場合に含まれないことから、事前説明を要しないことを明確にしたこと。
なお、自動車リサイクル施設における「破碎業の施設に係る保管設備の変更」についても、同様の理由により事前説明を要しないとしたこと。
- 8 周辺住民へ説明すれば同意までは要していないが、当該施設の設置等に対し周辺住民等が反対している場合は、合意形成を図るとともに相互連携のために必要な措置を講ずるよう努力する必要がある。
- 9 条例第27条に基づく勧告及び公表については、当該条項の欄を参照のこと。

【参考】

所管法令と関係機関は以下のとおり。

所管法令と関係機関

項目	根拠法令	担当課
環境影響評価	岩手県環境影響評価条例	環境保全課
土地取引	国土利用計画法	環境保全課
林地開発	森林法	森林保全課
農業振興地域の序が	農業振興地域の整備に関する法律	広域振興局等の農政部（農林部）
農地転用	農地法	
河川への処理水等の放流	河川法	河川課
都市施設の決定	都市計画法	都市計画課
開発行為		
特殊建築物の位地決定	建築基準法	建築住宅課
建築確認		
埋蔵文化財保蔵地の発掘	文化財保護法	教育委員会事務局障害学習文化課
危険物貯蔵所の設置	消防法	所管消防署

条 (意見聴取)	例	規 (意見聴取)	則
第25条 知事は、前条第1項又は第2項の協議があつた場合は、廃棄物処理施設等の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の変更(以下「廃棄物処理施設等の設置等」という。)に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長及び規則で定める事項について専門的知識を有する者に対し、期限を定めて、生活環境の保全上の見地からの意見を聴くことができる。		第17条 条例第25条の規則で定める事項は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項とする。	

【趣旨】

本条は、設置等事前協議があつた場合、知事は、庁内関係各課をはじめ、設置等に関し生活環境保全上関係がある市町村等関係機関、有識者から意見を聴取できることとするものである。

1 庁内関係課等関係機関の所管法令は次のとおりである。

項目	根拠法	法令	担当課
環境影響評価	岩手県環境影響評価条例		環境保全課
農業振興地域の除外	農業振興地域の整備に関する法律		地方振興局農政部(農林部)
農地転用	農地法		
林地開発	森林法		森林保全課
都市施設の決定	都市計画法		都市計画課
開発行為			
特殊建築物の位置決定	建築基準法		建築住宅課
建築確認			
埋蔵文化財包蔵地の発掘	文化財保護法		教育委員会事務局生涯学習文化課
土地取引	国土利用計画法		環境保全課
危険物貯蔵所の設置	消防法		所管消防署

- 2 必要に応じ、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項に関し専門的知識を有する者(廃棄物処理施設設置等専門委員会の委員)に対しても生活環境の保全上の見地からの意見を聞くことができるものとしている。具体的には、焼却施設や最終処分場、レンダリングプラントなどで生活環境に与える影響が大きいと思料される施設について、廃棄物処理施設設置等専門委員会で協議することが考えられる。

条	例	規	則
(通知) 第 26 条 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議を受けたときは、その内容を審査した上で、 <u>1 協議が調った旨</u> 又は <u>2 調わなかつた旨</u> を当該協議を行った者に通知するものとする。			

取	扱	要	領
(結果の通知) 第 16 条例第 26 条の通知は、廃棄物処理施設設置等(変更)事前協議結果通知書(様式第 12 号)により行うものとする。			

【趣旨】

本条は、事前協議について、審査が終了した場合、その結果を協議者に通知することを定めたものである。

事前協議は行政手続上は「届出」であり、県に到達すれば協議者の届出義務は履行されるので「受理」の概念はなく、協議を受けた県から反論等がなければ協議内容は適正ということになるが、それでは協議者の立場が相当の期間不安定となるため、審査結果を通知するものとしたものである。

【用語の解説】

1 「協議が調った旨」

協議の内容を審査し適正であると認められる場合は、知事は協議が調った旨の通知を行うものであり、指導要綱の終了通知に相当するものである。

2 「協議が・・・調わなかつた旨」

協議の内容が適正とは認められない場合は、知事は協議者に対し協議が調わなかつた旨を通知する。

協議の内容が適正とは認められない場合とは次のことが想定される。

協議の内容が法令に抵触する又はそのおそれがあると認めるとき

照会に対し回答がなく、相当期間経過後に催告通知を行っても回答がないとき

紛争等で協議が終了する見込みがないと認められるとき

条 例	規 則
<p>(勧告及び公表)</p> <p>第 27 条 知事は、廃棄物処理施設等を設置し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者又は廃棄物処理施設等の変更をしようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して廃棄物処理施設等の設置等の中止その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第 24 条第 1 項若しくは第 2 項の協議をせず、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>(2) 前条の通知を受けないで、廃棄物処理施設等の設置等に着手し、又は廃棄物処理法第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 5 第 1 項の許可の申請若しくは廃棄物処理法第 15 条の 2 の 4 の規定に基づく届出をしたとき。</p> <p>(3) 前条の協議が調わなかつた旨の通知を受けたにもかかわらず、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を除く。以下この号において同じ。)の設置、譲受け若しくは借受け又は廃棄物処理施設等の種類、処理能力その他規則で定める事項の変更に着手したとき。</p> <p>2 知事は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の協議の申出をした者が同条第 3 項の規定による説明を行わないときは、当該者に対し、当該説明を行うべきことを勧告することができる。</p> <p>3 知事は、前 2 項の規定に基づく勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。</p> <p>4 知事は、前項の規定に基づく公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者に意見を述べる機会を与えるなければならない。</p>	<p>(公表)</p> <p>第 18 条 条例第 27 条第 3 項(条例第 30 条第 7 項において準用する場合を含む。)の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 勧告に従わない者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 勧告に従わない者の住所(法人にあっては、その主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 勧告の内容</p>

取 扱 要 領
(勧告)
第17 条例第27条第1項及び第2項の勧告は、勧告書（様式第13号）により行うものとし、措置報告書を所管振興局長を経由して提出させるものとする。
2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が適當と認められるときは、措置報告受理通知書（様式第14号）により報告者にその旨を通知するものとする。
(公表)
第18 条例第27条第4項の規定に基づく通知は、公表通知書（様式第15号）により行うものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、事前協議は「届出」であり、法許可と独立した手続きであることから、手続違反については命令ではなく勧告を行うこととし、勧告に従わない場合には公表することとしたものである。
- 2 公表は行政法上「事実の開示」として不利益処分ではないと解されるが、影響の大きさ等から不利益処分に準ずるものとして弁明の機会を付与するものである。

条 例	規 則
<p>(設置届等)</p> <p>第28条 第26条の協議が調った旨の通知を受けた者は、当該協議に係る廃棄物処理施設等の設置若しくは廃棄物処理施設等の変更の工事に着手し、当該工事を休止し、若しくは再開し、又は当該協議に係る廃棄物処理施設等を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める施設については、この限りでない。</p>	<p>(設置届等)</p> <p>第19条 条例第28条の届出は、廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)又は廃棄物処理施設等廃止(休止、再開)届出書(様式第16号)により行わなければならない。</p> <p>2 条例第28条ただし書の規則で定める施設は、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。</p> <p>(提出書類の部数及び経由)</p> <p>第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等を経由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、当該書類の提出部数は1部とし、所管広域振興局長等の経由を要しない。</p> <p>2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管広域振興局長等(県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあっては、知事)に提出しなければならない。</p>

【趣旨】

本条は、廃棄物処理施設等のうち廃棄物処理法に基づく設置許可を要しない施設については事前協議終了後、直ちに設置等の工事の着手等が可能であるが、設置又は変更の着手状況を把握するため「その他処理施設工事着手等届出書」の提出を義務付けたものである。

また、同様に施設の廃止及び休止、再開状況を把握するため「その他処理施設廃止(休止・再開)届出書」の提出を義務付けたものである。

なお、廃棄物処理法上の設置許可を要する施設については、本条に基づく施設工事着手等の届出の義務はないが、使用前検査の申請(法第8条の2第5項及び第15条の2の5第3項)を提出しなければならない。

書類の提出部数については、次のとおり規定している。

書類名	提出先	提出部数	備考
廃棄物処理施設等設置等(変更)事前協議書(様式第7号)	廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等(所管広域振興局長等)	正副2部	同局等の保健福祉環境部廃棄物担当課あて提出のこと。(様式第15号、第16号に同じ。)
	(県外に駐機場所がある移動式施設の場合)県庁資源循環推進課(県庁)	1部	同課資源循環担当あて提出のこと。(様式第15号、第16号に同じ。)
廃棄物処理施設等工事着手等届出書(様式第15号)	所管広域振興局長等	1部	設置許可が必要な施設については提出不要。ただし、使用前検査の申請が必要(【趣旨】参照)
	(県外に駐機場所がある移動式施設の場合)県庁		

条 例	規 則
<p>(廃棄物処理施設等の構造)</p> <p>第29条 廃棄物処理施設等の設置等(自動車リサイクル施設に係るものを除く。次条第1項において同じ。)を行う者は、当該廃棄物処理施設等の構造について、次の基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。</p> <p>(2) 廃棄物、廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、廃棄物処理施設等において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。</p> <p>(4) 著しい騒音及び振動を発生し、<u>周囲の生活環境を損なわない</u>ものであること。</p> <p>(5) 廃棄物処理施設等から排水を放流する場合は、その水質を<u>生活環境上の支障が生じない</u>ものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p> <p>(6) 廃棄物の受入設備及び処理された廃棄物の貯留設備は、廃棄物処理施設等の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること。</p> <p>(7) その他生活環境の保全上必要なものとして、<u>規則で定める技術上の基準</u>に適合していること。</p> <p>2 知事は、廃棄物処理施設等(一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は自動車リサイクル施設を除く。次条第2項において同じ。)の構造が、前項に定める基準に適合していないと認めるときは、当該廃棄物処理施設等の設置等を行った者に対して、期限を定めて、必要な改善を命ずることができる。</p>	<p>(廃棄物処理施設等の構造基準)</p> <p>第21条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号、第2号、第4号、第8号及び第9号の規定は適用しない。</p> <p>(1) 施設設置事業場の周囲には、みだりに人が立ち入ることを防止するため、ネットフェンス、亜鉛引鉄板等の耐久性を有する素材により、囲いが設けられているとともに、施設設置事業場の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。ただし、すべての施設が屋内に設置され、かつ、入口に施錠できる場合、最終処分場において埋立地に囲いが設けられている場合その他廃棄物処理施設等にみだりに人が立ち入ることを防止できる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 法令に定めのある場合を除き、施設設置事業場の出入口の見やすい箇所に様式第17号により、産業廃棄物の積替保管施設又は廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札等が設けられていること。</p> <p>(3) 廃棄物処理施設等の外部からの雨水等の流入を防止する開渠(きよ)その他の設備が設けられていること。</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等からの排水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項の公共用水域(以下「公共用水域」という。)に放流する場合にあっては、放流先まで管渠(きよ)構造であること。ただし、当該廃棄物処理施設等内において排水が溢れるおそれがない場合は、開渠(きよ)構造とすることができる。</p> <p>(5) 油水分離槽を設置する場合にあっては、分離された廃油を抜き取ることができる設備及び当該廃油を貯えることができる貯留槽等が設けられていること。</p> <p>(6) 煙突等から排出される排ガスにより生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>(7) 施設設置事業場への搬入道路は、大型車両の通行に支障とならない幅員が確保されていること。</p> <p>(8) 車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。ただし、車両に土砂等が付着するおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>(9) 適切な広さの管理事務所が設けられていること。</p>

	<p>第22条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。</p> <p>(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 保管場所は、原則として産業廃棄物の種類ごとに保管できる構造であること。</p> <p>イ 保管場所及び選別場所の仕切り壁及び床は、コンクリート構造とし、床面は、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。ただし、保管又は選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（以下「管理型産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根その他床面に雨水等がかからないようにするための設備（仮設のものを除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。ただし、木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物の選別場所について、屋根等の設置が著しく困難であり、かつ、当該選別場所において次のすべての基準を満たす構造の設備がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。</p> <p>(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。</p> <p>(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠（きよ）その他の設備が設けられていること。</p> <p>(エ) 選別場所からの排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。</p> <p>エ 選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物（廃油、廃液及びその付着物）（以下「液状等産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根等が設けられていること及び当該選別場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。</p> <p>オ 管理型産業廃棄物（液状等産業廃棄物を除く。）の保管場所には、屋根等が設けられていること。ただし、木くずその他生活環境の保全上の支障がない産業廃棄物を保管する場合であって、当該保管場所について、ウ(ア)から(エ)までの規定中「選別場所」とあるのを「保管場所」と読み替えた場合において当該ウ(ア)から(エ)</p>
--	---

	<p>までの規定に定める基準をすべて満たす構造の設備があるときは、この限りでない。</p> <p>力 液状等産業廃棄物の保管場所には、屋根等が設けられていること及び当該保管場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。ただし、屋根等これらの設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有する油水分離槽を設けることその他必要な措置が講じられることが設計計算及び維持管理計画上明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号の規定を準用する。</p> <p>ア 汚泥の脱水施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 廃棄物処理施設等が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(イ) 泥の性状の変化に対応して運転できる構造であること。</p> <p>イ 汚泥の乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 汚泥の性状に応じ、最適な温度、乾燥時間、風量等を設定し、乾燥できること。</p> <p>(イ) 施設から排出されるガス（悪臭を含む。）により生活環境の保全上の支障が生じないようになることができる排ガス処理設備が設けられていること。</p> <p>ウ 汚泥の天日乾燥施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。</p> <p>(イ) 汚泥又は汚泥からの分離液が、直接外部へ流出しない構造であること。</p> <p>エ 汚泥、廃油、廃プラスチック類その他の産業廃棄物の焼却施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 燃焼に必要な空気の量を調節する機能を有する設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 廃油の焼却設備にあっては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
--	--

	<p>オ 廃油の油水分離施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 事故時における受入設備、油水分離施設及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>カ 廃酸又は廃アルカリの中和施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 施設が設置されている床又は地盤面は、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>(イ) 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに中和槽には、攪（かく）拌（はん）装置及び水素イオン濃度測定装置が設けられていること。</p> <p>キ 廃プラスチック類の破碎施設、木くず又はがれき類の破碎施設の技術上の基準は、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要なフード又は集じん器、散水装置その他の設備が設けられていることとする。</p> <p>ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 原則として屋根等が設けられている場所に設置されていること。</p> <p>(イ) 床面は、コンクリート構造とし、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。なお、当該作業に重機を使用する場合には、必要に応じて床面の破損防止対策が講じられていること。</p> <p>(ウ) 液状物の地下浸透を防止できる構造であること。</p> <p>(エ) 液状物の回収装置を備えるとともに、作業床面に漏出した液状物は、滞留することなく排水処理設備に流入する構造であること。</p> <p>ケ アからクまでに掲げる施設に類似する施設の技術上の基準は、アからクまでに掲げる施設の技術上の基準の例によることとする。</p> <p>(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 最終処分場に共通する技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 隣接地と必要な保安距離を保つこと。なお、最終処分場を設置することにより隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、雨水等が</p>
--	--

	<p>廃棄物と接触しないうちに、速やかに排水できる設備が設けられていること。</p> <p>(イ) 切土の場合は、原則としてのり面勾(こう)配を別表第5のとおりとし、同一土質からなる場合は、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離2メートル以上の小段が設けられていること。なお、遮水工を施工する場合は、勾(こう)配は原則として1:1.5以上であること。</p> <p>(ウ) 盛土の場合は、原則として、盛土勾(こう)配は1:2.0とし、直高5メートルごとに水平距離1メートル以上の小段が設けられ、かつ、直高20メートルごとに水平距離5メートル以上の小段が設けられていること。なお、土えん堤の堤頂幅は、3メートル以上とし、遮水工を施工する場合は、遮水の施工方法を考慮し勾(こう)配を決定すること。</p> <p>(エ) (イ)及び(ウ)の切土の直高又は盛土の直高を超える場合及び地盤、土質条件等が特異な場合は、円弧すべり面法等によるのり面の安定計算を行い、勾(こう)配を決定すること。また、小段は、土質の条件、湧水等を考慮して、その境界等に合わせて設けられていること。</p> <p>(オ) 埋立地以外の切土及び盛土の箇所は、必要に応じ、適正な工法によるのり面保護工を施工するほか、小段排水溝又は縦排水溝を設ける等のり面の安定が図られていること。なお、植生工を採用する場合は、成育に必要な衣土及び肥料を施すこと。</p> <p>(カ) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年総理府・厚生省令第1号。)第1条第2項第10号(同令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされる場合を含む。)及び同令第2条第2項第2号ハに規定する周縁の地下水の水質検査を行うための監視用井戸が設けられていること。なお、監視用井戸は、検体採取のために十分な口径を有し、かつ、雨水等の流入を防止できる構造であるとともに、検査のために必要な水量が採取できるものであること。また、井戸の深さは、最初の不透水性地層までとし、当該不透水性地層の上部の地下水の採取が可能な構造であること。</p> <p>(キ) 最終処分場周辺の沈下等変位のおそれのない位置に、堅牢(ろう)な構造の基準高が2か所以上設けられていること。</p> <p>(ク) 最終処分場区域及び埋立区域には、原則と</p>
--	---

	<p>して区域杭がすべての変化点に設けられていること。</p> <p>イ 遮断型最終処分場の技術上の基準は、埋め立てた産業廃棄物の飛散及び雨水等の流入防止のため、上屋が設けられることとする。</p> <p>ウ 一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 鉛直遮水工は、グラウト工法、鋼矢板工法等により行われており、不透水性地層に1メートル以上貫入していること。</p> <p>(イ) 浸出液処理設備の処理能力は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計を処理できるものとし、降水量は、20年以上の最大月間平均降雨量の日換算値を基に算定すること。</p> <p>(ウ) 処理水を放流するための河川その他の放流先が確保されていること。</p> <p>(エ) 切土のり面等に湧水がある場合は、遮水シート下面に集排水設備を設けるとともに、湧水は、他の排水と分離して排水できる構造とすること。</p> <p>(オ) 発生するガスを排除するためのガス抜き設備は、埋め立てる廃棄物の性状等により必要に応じ設けることとし、管路式を原則とし、縦管は重機作業等によるずれ及び破損のおそれがない構造であること。なお、ガス抜き設備は、原則として埋立地内の保有水等集排水設備に接続し、ガスは、周辺の生活環境に支障のないよう 大気中に放出すること。また、遮水シート下面にガスが発生する場合は、必ずガス抜き設備を設けること。</p> <p>エ 安定型最終処分場の技術上の基準は、浸透水採取設備の構造が、原則として、堅固で耐久力を有する材質による井戸構造であることとする。ただし、管渠(きょ)その他の設備により集水することを妨げない。なお、有孔管の周囲に蛇籠を設置する等埋め立てた廃棄物、覆土材等が混入せずに浸透水を採取でき、かつ、雨水等の流入を防止できる構造とすることとする。</p>
--	--

【趣旨】

本条は廃棄物処理施設等の構造基準を定めるものである。

- 1 産業廃棄物処理業者が設置する廃棄物処理法の許可対象ではない処理施設についても、同法の構造基準と同等の基準を遵守するよう定めるとともに、全ての施設について、生活環境の保全上必要な基準を遵守するよう定めるものである。
- 2 処理施設の構造が基準に適合していない場合に知事が改善を命ずることができる規定を設け、構造基準の遵守の徹底に実効性を持たせたものである。

【用語の解説】

1 「周囲の生活環境を損なわない」

騒音、振動について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、周囲の土地利用実態等に応じて生活環境に十分に配慮した施設とするという意味である。

2 「生活環境上の支障が生じない」

排水の水質について、環境基準を遵守することは勿論のこと、環境基準が設定されていない場合でも、放流先の水利用に支障を生じさせないよう排水処理設備を設けるという意味である。

3 「規則で定める技術上の基準」

廃棄物処理法に基づく構造に関する共通基準に加え、生活環境の保全上必要な基準を定めるものである。

　　(1) 全ての廃棄物処理施設等に共通する基準（規則第21条）

　　(2) 廃棄物処理施設等の種類に応じた個別の基準（規則第22条）

【留意事項等】

1 条例第29条第1項第7号の「規則で定める技術上の基準」は、改善命令の基準となるものを規定したものである。

2 平成19年10月改正（平成20年4月1日施行）における廃棄物処理施設等の構造基準に係る主な改正点は次のとおりであること。

(1) 施設からの排水を公共水域に放流する場合の排水施設の構造は、排水が施設内に溢れることがないよう、原則として放流先まで管渠（きょ）構造としているが、そのおそれがない場合は、開渠構造とすることができるとしたこと。（規則第21条第4号関係）

(2) 施設には原則として洗車設備を設置することとしているが、車両に土砂、廃棄物、汚水等が付着するおそれがない場合は、当該設備の設置を不要としたこと。

この場合に適用する事例としては、場内が全面舗装されている事業場で容器に入った廃棄物のみを取り扱う場合等が考えられるが、当該規定の適用については個別の事例ごとに判断するものであること。（規則第21条第8号関係）

(3) その他の技術上の基準

積替保管施設・中間処分施設の選別場所について規定したこと。（規則第22条第1号、第2号関係）

管理型産業廃棄物（下記に掲げる産業廃棄物を除く。）の選別場所について、次のとおり規定したこと。（第1号ウ関係）

ア 当該場所には、「屋根」又は「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」（仮設の設備を除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。

ア） 当該場所には屋根の設置を基本とし、これによらない場合として「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」の設置について規定したところであるが、事前協議する設備が「その他の床面に雨水等がかからないようにするための設備」に該当するか否かについては、個別の事例により判断するものであること。

イ） 仮設の設備とは、原則として産業廃棄物処分業許可期間である5年程度の耐久性を有しない設備をいい、管理型産業廃棄物の選別場所には設置できること。

イ） アの施設において、「木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物」を選別する場合であって、次のア）及びイ）のいずれにも該当する場合にあっては、アによらない設備でも差し支えないこと。（第1号ウ関係）

なお、前記規定は、木くず以外の管理型産業廃棄物が含まれた混合廃棄物を屋根等以外の場所で選別を行った場合、飛散、流出等のおそれがあるとともに、木くず

には腐敗等の性状を呈するものがあることから、限定した取扱いとしているものであること。

ア) 「屋根等の設置が著しく困難な場合」とは、消防法等他法令の規制により屋根等が設置できない等設置者の意思による設置が著しく困難な場合をいうものであること。

イ) 「規則第22条第1号ウ各号（次の（ア）から（エ）をいう。）を満たす次の設備。なお、（ア）から（エ）は改正前の規則第24条第1号工に規定していたものであること。

（ア） 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。

（イ） 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。

（ウ） 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠（きょ）その他の設備が設けかれていること。

（エ） 選別場所からの排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。

「選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがある産業廃棄物（廃油、廃液（廃酸、廃アルカリ）及びその付着物。以下「液状の産業廃棄物等」という。）の選別場所について、次の事項を規定したこと。（第1号工関係）

ア アによること。

イ 床面には、防液堤、溜めます等が設けかれていること。

管理型産業廃棄物（液状の産業廃棄物等を除く。）の保管場所について、次の事項を規定したこと。（第1号才関係）

ア アによること。

イ イのイ）（当該規定の「選別場所」を「保管場所」に読み替えること。）に該当する場合にあっては、アの規定によらない設備等でも差し支えないこと。

液状の産業廃棄物等の保管場所について、次の事項を規定したこと。（第1号力関係）

ア の設備等を設置すること。

イ 次の場合のいずれにも該当する場合にあっては、アの規定によらない設備でも差し支えないこと。

ア) イのア)に該当すること。

イ) 設計計算及び維持管理計画により、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有することが明らかに（ア）に掲げる設備の設置及びその他必要な措置を講じること。

（ア） 油水分離槽

（イ） その他必要な措置とは、施設の維持管理計画において、雨水等の排水に、取扱う産業廃棄物の種類によって想定される性状、成分等が流出等していないことを確認できるシステムを構築し、当該システムの適切な稼動状況について定期的に確認する措置が講じられている場合等をいい、個別の事例ごとに判断すること。

各地方振興局長様
(保健福祉環境部扱い)

環境生活部長

廃棄物処理施設設置等事前協議及び廃棄物処理施設等の構造基準及び維持管理基準 に関する留意事項について

循環型地域社会の形成に関する条例及び同施行規則が、平成15年4月1日から施行されました
が、その運用に伴う留意事項について、次のとおり定めたので、廃棄物処理施設等の設置者等へ
の指導について遺漏のないようにしてください。

なお、廃棄物処理施設等について、法令及びこれに基づく通知等による規制がある場合は、そ
の規定が優先されますので申し添えます。

記

1 廃棄物処理施設設置等事前協議

(1) 周辺住民に対する事前説明（条例第24条、規則第16条）

ア 事前説明の対象となる事業場の周辺地域の居住者のうち生活環境に対する影響を勘案
し利害関係を有すると認められる者とは、原則として積替保管施設は事業場の用地から
200m、中間処理施設の場合は300m、最終処分場の場合は500mの範囲に居住する者とす
るが、焼却施設等においては、設置条件や気象条件を勘案し、生活環境に対する影響が及
ぶ範囲（最大濃度出現距離など）に居住する者を含めるなど個別事案に応じ事前説明の対
象範囲を拡大することを可能としたものであること。

イ 既設の搬入道路で「廃棄物の搬入により交通に支障が生ずるおそれがあるもの」として、
搬入道路の幅員が5m以下である場合などを想定していること。

ウ 事前説明の方法において「関係住民に対し個別に説明を行う方法」には、放流先水路の
管理者及び利水者に対する説明の場合、耕作者、漁業者等による団体の代表者を通じて間
接的に説明を行う方法も含まれるものであること。

(2) 意見聴取（条例第25条、規則第17条）

知事は、廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭に関する事項に関
し専門的知識を有する者（廃棄物処理施設設置等専門委員会の委員）に対して生活環境の保
全上の見地からの意見を聞くことができる。具体的には、焼却施設や最終処分場、レン
ダリングプラントなどで生活環境に与える影響が大きいと思料される施設について、廃棄物
処理施設設置等専門委員会で協議することが考えられること。

(3) 協議の結果通知（条例第26条）

知事は、協議結果通知書により、協議に係る計画の内容を審査し適正であると認められる
場合は協議が調った旨の通知を行うものであり、指導要綱の終了通知に相当するものである
こと。

また、協議の内容が適正であると認められない場合は、協議者に対し理由を付して協議が調わなかつた旨を通知するものであること。なお、協議の内容が適正であると認められない場合として次のことが想定されること。

ア 協議の計画内容が法令に抵触する又はそのおそれがあると認めるとき

イ 照会に対し相当期間経過後に催告通知を行っても回答がないとき

ウ 紛争等で協議が調う見込みがないと認められるとき

(4) 周辺生活環境調査実施方法書

周辺生活環境調査の実施方法は別表1のとおりとすること。

(5) 事前協議に添付する書類及び図面

事前協議に添付する書類及び図面の作成方法は別表2-(1)~(3)のとおりとすること。

2 廃棄物処理施設等の構造に関する共通基準（条例第29条、規則第21条）

(1) 排水処理施設

廃棄物処理施設から排水を公共用水域に放流する場合に設けることとされている排水処理施設は、原則として、排水基準を定める総理府令（昭和46年6月21日総理府令第35号）に定める水質に適合させることのできる能力を有していること。

なお、放流先の流況や利水状況等により、上記水質によっても生活環境の保全上の支障が生じるおそれがある場合は、生活環境の保全上の支障を生じさせない水質に適合させることができ適切な排水処理設備を設けること。また、廃自動車の解体施設の排水処理施設は、原則として、事前選別施設及びそれ以外の2系統に分けること。

(2) 囲い

囲いは、人により容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない構造であり、原則として1.8m以上の高さを有すること。

なお、「その他廃棄物処理施設等にみだりに人が立ち入ることを防止できる場合」とは、周囲が人がみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合などを想定しているものであること。

(3) 開渠等

施設外部からの雨水等の流入を防止する開渠は、集水域の広さに応じた能力を有するものであるとともに、流れによる洗掘を防止できる構造であること。

なお、開渠その他の設備の断面等は、原則として次の式により算定し決定すること。

○ 雨水流出量の算定

$$Q = I / 360 \times C \times I \times A$$

Q：雨水流出量 (m^3/sec)

C：流出係数（埋立地の流域の地形、植生等により適當な数値を選ぶ）

I：降雨強度 (mm/h) （10年確率程度の降雨強度とする）

A：流域面積 (ha)

○ 断面等の決定

$$Q = A \times V$$

Q：流量 (m^3/sec)

A : 通水面積 (m^2)

V : 平均流速 (m/sec) (マニング公式を採用のこと)

なお、 $V = 1/n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

A : 通水断面面積 (m^2)

P : 潤辺長 (m)

i : 動水勾配 (水路勾配)

(4) 排ガス処理設備

煙突等から排出される排ガスを生活環境保全上の支障を生じないようにするために設置することとされている排ガス処理設備は、原則として、県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）第8条に定める排出基準に適合させることができることを有していること。

(5) その他必要な構造等

条例及び規則で規定しているほか、廃棄物処理施設等の構造は、次のような構造を有する必要があると考えられること。

- ①当該施設で処理する産業廃棄物を所定量、定常的に処理する能力を有すること
- ②産業廃棄物の破碎、粉碎等により粉じんが発生する場合には、集じん機、散水装置等の粉じん発生防止装置が設けられていること。
- ③十分な広さを有する駐車場が設けられていること。（廃自動車の解体施設については、必要に応じて設置すること。）

3 産業廃棄物処理施設等の構造に関する個別基準（規則第22条）

(1) 積替・保管施設

ア 全般的事項

産業廃棄物及びこれに接して汚染された雨水等の飛散・流出及び地下浸透並びに悪臭の発散を防止できる構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。

イ 囲い

安定型産業廃棄物の保管場所であって流出飛散するおそれがない場合は、保管場所の区域が確認できる設備（杭等）で代用できるものとする。

なお、屋内保管の場合で、保管場所として使用する区画、部屋等が、壁等により明確に区分されている場合、かつ当該場所の出入口に施錠できる場合は、囲いは必要ないこと。

ウ 立て札

廃棄物保管場所の立て札等は、保管場所に通常出入りする場所で外部から見やすい場所に設置すること。

エ 床面構造

床面のコンクリート舗装の厚さ（廃自動車の選別品保管場所の場合も含む。）の床面は、原則として15センチメートル以上とし、凍結防止に配慮された下層構造を有すること。

廃自動車の事前選別施設の作業床面は、原則として20センチメートル以上とすること。

なお、凍結防止についての配慮については、県土整備部で公表している10年確立凍結指指数を参考にすること。

オ 仕切壁

仕切り壁は、原則として高さ2メートル以上とすること。

(2) 中間処理施設

廃棄物処理施設等についても法律に規定する産業廃棄物処理施設の構造基準を遵守させる主旨で、その類型に合わせて規定していること。

(3) 最終処分場

ア 共通基準

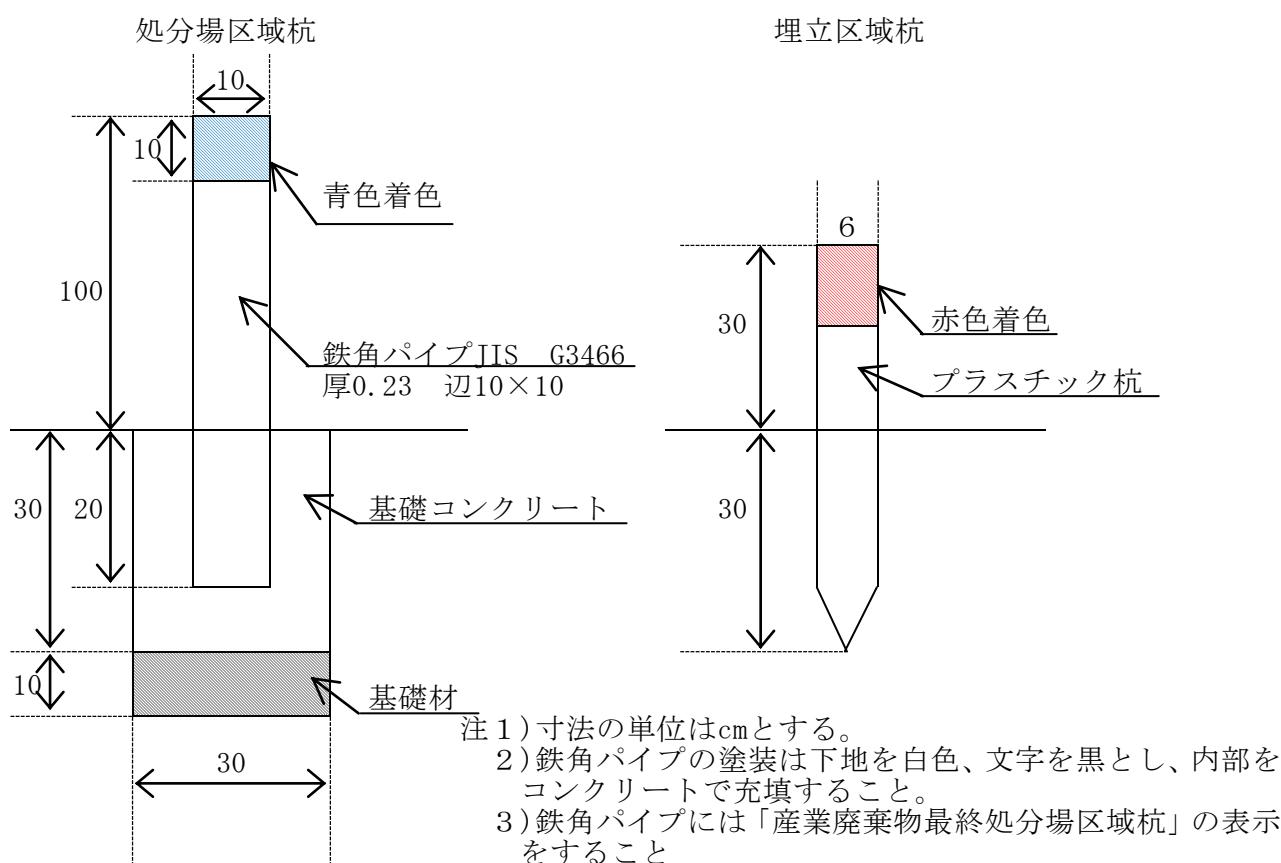
(ア) 保安距離

保安距離は、処分場境界線より内側に、水平距離で2m以上の保安距離（えん堤の場合のり尻より、擁壁等の場合は基礎部よりの距離。）を保つこと。

なお、隣接地がその他の土地の場合は、接地上の物件が破壊すること等のないよう十分な保安距離を保つこと。

(イ) 区域杭

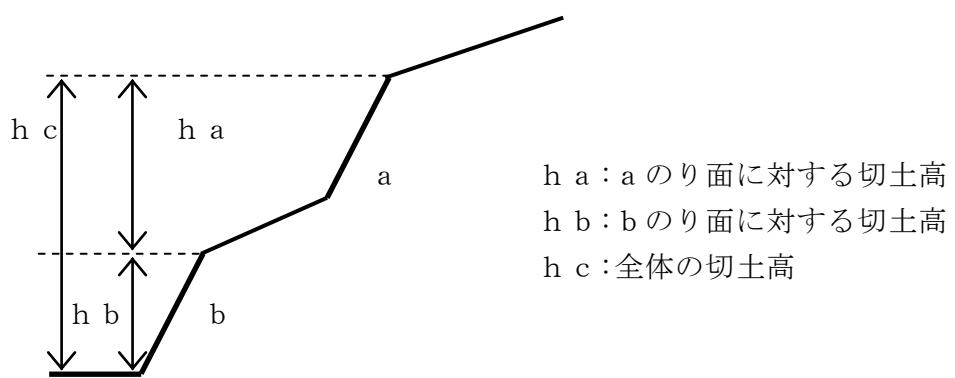
処分場区域杭は、原則として次の構造とすること。



(ウ) 切土高及び勾配の考え方

切土高及び勾配の考え方とは、下図のとおりとする。

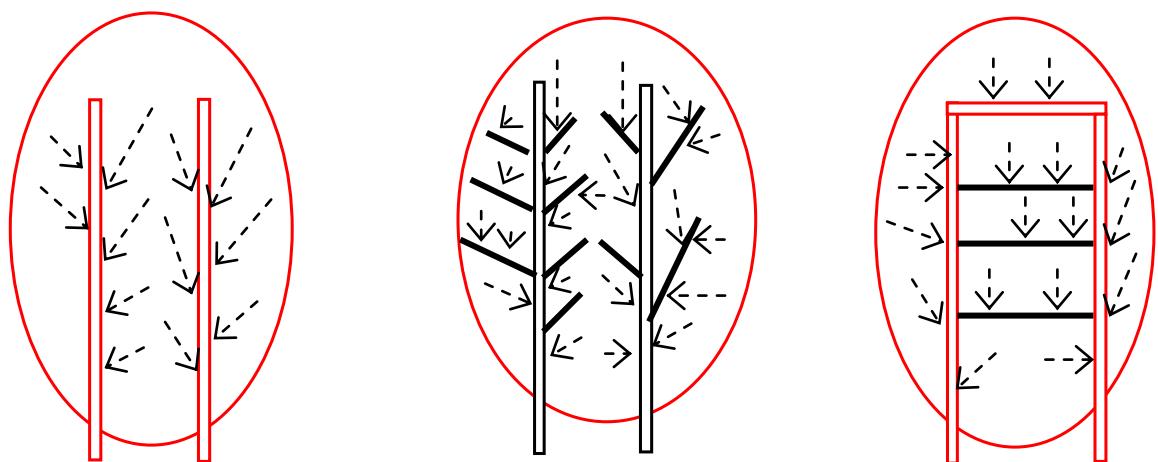
なお、小段には若干の勾配を設けること。



(エ) 埋立地内の集水設備

集水設備は、処理流量及び集排水能力により決定するものとし、浸出水が局部的に滞水することなく速やかに集水できる構造と配置を有すること。

なお、配置形式は下図を基本とし必要に応じ組み合わせるほか、埋立地内に地下水又は湧出水が存する場合は、その背水圧に対して対応できる構造とすること。



注) 処理流量は、廃棄物の保有水の浸出量と埋立地内の降水量の合計とし、降水量は、次の式により算定すること。

$$Q = 1/1000 \times C \times I \times A$$

Q : 浸出水量 ($m^3/\text{日}$)

C : 浸出係数

I : 降雨量 ($mm/\text{日}$)

A : 埋立地集水面積 (m^2)

(注) 降雨量は、最大月間平均降雨量の日換算値とすること。

降雨量のデータは、20年以上とすること。

(オ) 調整池

埋立地内外の地表水を排水先に安全に排水を行うために必要な場合は、調整池等が設けられていること。

イ 管理型

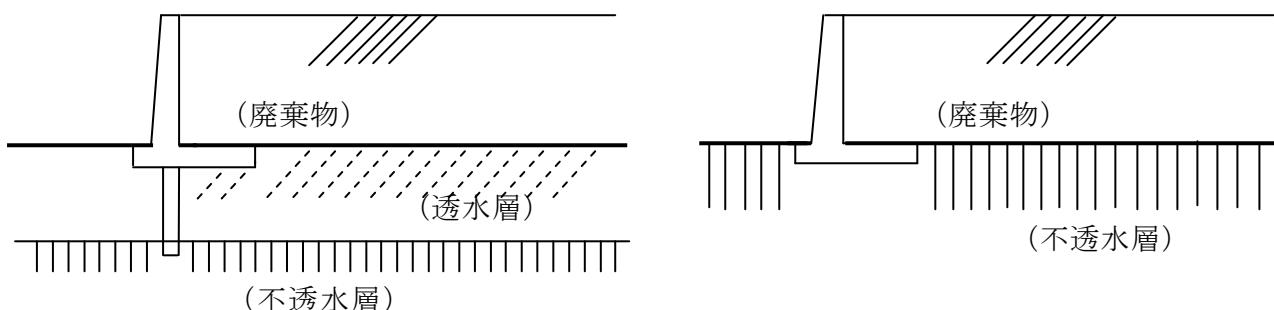
(ア) 擁壁及び堰堤の構造

管理型最終処分場の擁壁等は、埋め立てる廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備は、埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置（コンクリート構造物の場合は土木学会「コンクリート標準示方書」等、鋼材の場合は日本港湾協会「港湾の設備の技術上の基準・同解説」等によること。）により十分な腐食防止対策を施すこと。

なお、コンクリート擁壁がしや水壁を兼ねる場合は、日本工業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が1平方センチメートルにつき250キログラム以上のコンクリートで、その厚さが15センチメートル以上のもの又はこれと同等以上のしや断効力を有するものとし、具体的な構造は、次のとおりとすること。

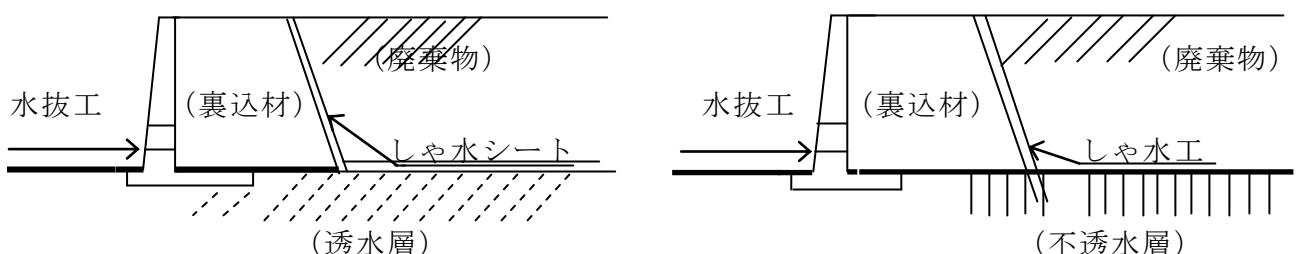
a しや水壁を兼ねる場合

下図のようにコンクリート擁壁がしや水壁を兼ねる場合は、水抜き孔は設けないこと。また、その背後に浸出水の集排水設備を設けなければならないこと。



b しや水壁を兼ねない場合

下図のようにコンクリート擁壁がしや水壁を兼ねない場合は、通常の土留壁同様に水抜孔を設け、透水性の良い裏込材を用いて水圧が作用しないような構造とし、しや水工を施すこと。



(イ) 遮水シートの構造

地盤にシートを確実に固定させるため、天端部及び各小断部を固定すること。

また、シートの接合は、原則として、プレス接着又は熱風溶着とし、接合面の重ね合わせを十分に取り、引張り等に対して十分な強度を備えること。

なお、切土のり面等に湧水がある場合は、しゃ水シート下面に集排水設備を設けるとともに、湧水は、他の排水と分離して排水できる構造とすること。

(ウ) 水質監視用井戸

水質監視用井戸の口径は10センチメートル以上（20センチメートル以上が望ましい。）とすること。

また、地下水表面と第一不透水層の間にストレーナーを設けるほか、地下水採取時に土壤等の混入を防ぐことができる構造であること。

ウ 安定型

(ア) 浸透水採取設備

井戸型の場合、井戸の口径は10センチメートル以上（20センチメートル以上が望ましい。）とすること。

管渠型の場合は、検査に必要な量の浸透水を貯留できる構造を有すること。

(イ) 展開検査設備

床面のコンクリート舗装の厚さ（廃自動車の選別品保管場所の場合も含む。）の床面は、原則として15センチメートル以上とし、凍結防止に配慮された下層構造を有すること。

4 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する共通基準（条例第30条、規則第24条）

(1) 水質検査

条例第30条第8号に掲げる水質検査は、1年に1回以上定期的に行うこと。

なお、水質検査項目は、取り扱う産業廃棄物の種類に応じ適宜決定するものとするが、次表の⑦から⑪の項目は必ず検査すること。

おって、廃自動車の積み替え保管施設及び中間処理施設にあっては、次表の項目、頻度及び許容限度を守ること。

項目	許容限度 (mg/l)	検査頻度	検査方法
① カドミウム及びその化合物	0.1	1回／年 以上	昭和46年12月28日 環境庁告示第59号
② 鉛及びその化合物	0.1	(ただし、保管・積換え施設にあっては、②以外の項目を省略することができる。)	
③ 六価クロム及びその化合物	0.5		
④ 硒素及びその化合物	0.1		
⑤ 総水銀	0.005		
⑥ P C B	0.003		
⑦ 水素イオン濃度	5.8～8.6	1回／3月 以上	
⑧ 生物化学的酸素要求量	30	(ただし、保管・積換え施設にあっては、1回／年以上)	
⑨ 化学的酸素要求量	30		
⑩ 浮遊物質量	60		
⑪ ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5		

注) 圧縮又は破碎施設が建屋構造であって排出水が発生しない場合は、事業場排水については、

①から⑥のうち②以外の項目を省略することができる。

(2) その他必要な措置

条例及び規則で規定しているほか、産業廃棄物処理施設の維持管理に当たっては、次のような措置を講ずる必要があると考えられること。

①搬入される廃棄物について、許可品目以外の廃棄物の混入がないか目視で確認するとともに、必要に応じて、定期的に有害物の有無などの性状確認を行うこと。

②運転開始に当たっては、事前に試験を行い、適切な薬品添加量等を設定して、処理能力が十分発揮できるようにすること。

5 産業廃棄物処理施設等の維持管理に関する個別基準（規則第25条）

(1) 積替・保管施設

廃自動車の事前選別作業所における引火爆発を防ぐために必要な措置とは、解体作業所、保管場所、通路には作業動線を設定し、作業員の安全を確保することや、ガソリン等の危険物、重機等の機器の取扱いに関する安全教育を行うことが考えられること。

(2) 中間処理施設

廃棄物処理施設等についても法律に規定する産業廃棄物処理施設の構造基準を遵守させる主旨で、その類型に合わせて規定しているほか、「廃棄物の処理に関する指導要綱」で上乗せしていた部分を規定していること。

(3) 最終処分場

ア 共通基準

規則に規定したほか、最終処分場の維持管理に当たっては、次のような措置を講ずる必要があると考えられること。

(ア) 埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための擁壁、えん堤その他の設備を定期的に点検しこれらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(イ) のり面は、芝等を植栽し、施肥等の管理を行うほか、のり面に小段排水溝、縦排水溝が設置されている場合は、適切に排水されるよう必要な措置を講ずること。

(ウ) 調整池等を定期的に点検し、これらの設備が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずること。

また、調整池等からの排水について、生活環境の保全上支障がないように必要な措置を講ずること。

イ 遮断型

埋立地に設けられた上屋を定期的に点検し、上屋の破損又は雨水の流入のおそれがあると認められる場合には、速やかに補修等必要な措置を講ずること。

ウ 管理型

(ア) 地下水の検査等によりしゃ水効果を確認するほか、しゃ水工を定期的に点検し、しゃ水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。

(イ) 通気装置を設置している埋立地においては、通気装置を定期的に点検し、埋立地から発生するガスを適正に排除すること。

(ウ) 当日必要な覆土のための土砂は、原則として、最終処分場内に保管すること。

ただし、処分場の近隣に土砂採取場所又は保管場所が確保されている場合はこの限りでない。

エ 安定型

(ア) 展開検査の記録事項は、検査日、時刻、検査担当者、排出事業者、被検査車両番号、検査結果及び検査の結果講じた措置等すること。

なお、検査の都度、展開した廃棄物を写真撮影し、写真を保存することが望ましい。

(イ) 当日必要な覆土のための土砂は、原則として、最終処分場内に保管すること。
ただし、処分場の近隣に土砂採取場所又は保管場所が確保されている場合はこの限りでない。